

平成25年3月第18回互理町議会定例会会議録（第3号）

○ 平成25年3月5日第18回互理町議会定例会は、互理町役場仮設庁舎大会議室に招集された。

○ 応招議員（16名）

1 番 鈴木洋子 2 番 高野孝一

3 番 熊田芳子 4 番 小野一雄

5 番 佐藤正司 6 番 安藤美重子

7 番 百井いと子 8 番 鈴木高行

9 番 鈴木邦昭 11番 四宮規彦

12番 高野進 13番 熊澤勇

14番 佐藤アヤ 16番 鞠子幸則

17番 佐藤實 18番 安細隆之

○ 不応招議員（1名）

10番 渡邊健一

○ 出席議員（16名） 応招議員に同じ

○ 欠席議員（1名） 不応招議員に同じ

○ 説明のため出席した者の職氏名

町 長	齋 藤 邦 男	副 町 長	齋 藤 貞
総 務 課 長	佐 藤 仁 志	企 画 財 政 課 長	佐 藤 浄
企 画 財 政 課 復 興 管 理 専 門 官	山 中 松 樹	用 地 対 策 課 長	佐 々 木 人 見
税 務 課 長	佐 藤 邦 彦	町 民 生 活 課 長	鈴 木 邦 彦
福 祉 課 長	阿 部 清 茂	被 災 者 支 援 課 長	齋 藤 幸 夫
健 康 推 進 課 長	佐 々 木 利 久	農 林 水 産 課 長 農 業 委 員 会 事 務 局 長	東 常 太 郎
商 工 観 光 課 長 兼 わ た り 温 泉 鳥 の 海 所 長 復 興 ま ち づ くり 課 長	酒 井 庄 市 高 橋 伸 幸	都 市 建 設 課 長 上 下 水 道 課 長	日 下 初 夫 作 間 行 雄
会 計 管 理 者 兼 会 計 課 長	齋 藤 良 一	教 育 長	岩 城 敏 夫
学 務 課 長	遠 藤 敏 夫	生 涯 学 習 課 長	鈴 木 久 子
代 表 監 査 委 員	齋 藤 功		

○ 事務局より出席した者の職氏名

事 務 局 長	丸 子 司	参 事 兼 庶 務 班 長	牛 坂 昌 浩
書 記	櫻 井 直 規		

議事日程第3号

〔議事日程表末尾掲載〕

本日の会議に付した案件

日程第1 会議録署名議員の指名

日程第2 一般質問

午前10時00分 開議

議長（安細隆之君） おはようございます。

会議が始まる前に、議員各位、また傍聴される皆様にご連絡いたします。

本日の会議は、FMあおぞらから本会議中の録音の申し入れを受け、これを許可しておりますのでご了承願います。

これより本日の会議を開きます。

本日の議事日程はお手元に配付したとおりであります。

なお、10番渡邊健一議員から欠席の届け出、また5番佐藤正司議員より遅刻の届け出があります。

日程第1 会議録署名議員の指名

議長（安細隆之君） 日程第1、会議録署名議員の指名を行います。

会議録署名議員は、会議規則第124条の規定により、13番 熊澤 勇議員、14番 佐藤アヤ議員を指名いたします。

日程第2 一般質問

議長（安細隆之君） 日程第2、一般質問を行います。

通告者は、お手元に配付してあるとおりであります。

順次発言を許します。

12番。高野 進議員、登壇。

〔12番 高野 進君 登壇〕

12番（高野 進君） 12番、高野 進でございます。

持ち時間が40分ということでございますが、その範囲内でやめたいと思っております。2つ質問いたします。

1つ目、わたり温泉島の海の営業再開についてであります。

冒頭に若干申し述べてから、通告に沿って質問をいたします。

町長は、平成24年、昨年3月の定例会で、平成26年あるいは26年度、26年度ということは、来年の4月から再来年平成27年3月までに再開したいと発言されております。また、ごみ処理終了後との発言もでございます。これは、私が一般質問したときのご返答でございます。そして、昨年12月定例会一般質問、高野孝一議員の質問に対して、平成26年度とは言っておりません、平成26年度再開の思いがありましたが、周辺の安全確保も重要、再開時期はそれらを勘案しながら考えてまいりたいというふうに答弁されております。これらの発言から、具体的な再開時期は明確、定かではありません。また、過日の河北新報の記事によれば、これは2月の28日あります、いちご団地待望の始動、被災地の首長に聞くということで、復興については、来年わたり温泉島の海の早期再開が欠かせない。来年3月までは、瓦れき2次処理業者の宿泊施設として貸し出しており、いわゆる来年度、26年度の、26年度というのは再度、来年の4月から再来年の3月までと捉えます。26年度の再オープンに向けて、有識者と新たな経営形態などを討議しているというふうに新聞記事に載っております。

そこで、町長にお伺いするわけですが、再開は平成26年度と捉えてよろしいかどうか、これを確認してから質問に入っていきたいと思っております。ご答弁願います。

議長（安細隆之君） 町長。

町長（齋藤邦男君） 今回の質問については、今回の通告にはないわけでございますけれども、わたり温泉の再開についての現在の考え方ということでございますけれども、昨年3月、そして昨年12月に一般質問でお答えしたとおりでございます。現在島の海周辺そのものについては、ご案内のとおり瓦れきの処理そのものについては、おおむね1次処理から2次処理に向けて除去されておる状況でございます。しかし、島の海周辺には、現在海岸堤防のためのテトラポットあるいは波消しブロック等の工事車両と、その製造のために町の土地をお貸しして、現在防潮堤の構築に

向けた取り組みをしておるということでございます。さらには、やはりこの鳥の海温泉の再開に向けましては、やはり周辺の整備、すなわち防潮堤の整備が最も大事ではなかろうかと思えます。ご案内のとおり、未曾有の津波被害によって、荒浜地区があのような甚大な被害をこうむったということで、現在国のほうでの防潮堤、すなわち水産庁と農林水産省のほうでの工事を行っており、さらには阿武隈川沿いについては国土交通省のほうでの堤防、堤防の高さについてはT P 7.2メートルということで、現在のところ、各この国の機関におきましては、平成27年度完成という運びになっておるわけでございます。そういう中で、できるだけこのわたり温泉そのものについては、特に仮設住宅で、私も月に2回ほど集会所回りをしておるわけでございますけれども、特にその方々は、早くわたり温泉を再開して温泉に入りたいと、その場合については宿泊ではなく、やはり日帰りだけでも温泉に入って体を癒やしたいというお話も聞いておるわけでございますので、できるだけその周辺の環境整備とあわせながら、再開に向けてこれからやはり、周辺そのものについては、現在プロポーザルによる決定ということで今月末に決定され、できるだけ早く周辺の整備を図りたいと考えております。そういう中で、やはり被災された方々、そして町民の方々も早く温泉に入りたいという意向もございますので、それらのハード面とソフト面を考えながら、再開に向けて取り組みたい。その際には、やはり議会の皆さんともご相談しながら進めてまいりたいという考え方を持っております。以上でございます。

議長（安細隆之君） 高野 進議員。

12番（高野 進君） 今のご答弁の中で、平成27年度に護岸工事が終わる予定というか、それ以降と捉えるしかないんですが、それを頭に置いて質問を続けます。

本来は、いつからということではっきりとした目標があって、それに向けてのプロセスといいますか行程表があるわけですが、ただいまの町長の答弁を踏まえて、4点質問をいたします。

1点目、民営あるいは町直営などの経営形態は、いつ決めますかということでございます。ご答弁願います。

議長（安細隆之君） 町長。

町長（齋藤邦男君） 第1点目の質問にお答えいたします。

やはり、民営でわたり温泉鳥の海を経営するためには、民間の経営者の方々に、

わたり温泉鳥の海という施設が引き受けるに値するかどうか、そして経営に見合うような施設であると判断していただくことが最も大事なかなと思っておるところでございます。温泉を核とした施設そのものは、大変魅力あるものがございますが、民間の方々の立場とすれば、施設そのものだけでなく、防潮堤を初めとする周辺整備の進捗状況、あるいは今後の整備計画も重要視するものと考えられます。そのようなことから、まだ周辺整備が完成していない状況では、民間経営者の視点からすれば、現状の周辺整備状況では営業するイメージが見えづらいものと思われまます。今後、町といたしましては、魅力ある施設となるよう温泉周辺の沿岸部の土地利用の具体的な整備計画を進めながら、経営形態についてもあわせて検討してまいりたいと思っておるところでございます。以上です。

議 長（安細隆之君） 高野 進議員。

1 2 番（高野 進君） 町長、検討ということですが、いつごろに結論を出したいとか、そういうことはございませんか。

議 長（安細隆之君） 町長。

町 長（齋藤邦男君） この周辺整備については、先ほど第1問のほうでお答えいたしましたわけでございますけれども、やはり鳥の海を核とした周辺の整備計画、これについては今月末にプロポーザルによる決定をさせていただき、そのプロポーザルの計画策定に基づきまして、町による企画調整会議とか、それらを踏まえまして、一応できるだけ早く、できればいろいろとそのプロポーザルの内容によりまますけれども、私としては9月ごろまでしたいという考え方でございますけれども、これらについても、やはり今年中はかかるのかなと思っておるところでございます。それを踏まえまして、今後の鳥の海周辺を核とした整備計画を進めてまいりたいということでございますので、ご理解願いたいと思います。以上でございます。

議 長（安細隆之君） 高野 進議員。

1 2 番（高野 進君） 2点目、わたり温泉鳥の海の運営委員会というのがあるわけですが、協議した回数及びその内容をお伺いいたします。これは、平成23年度、震災があった年でしたね、23年の4月からことしの3月までのことでございます。ご答弁いただきたいと思います。なぜならば、これは平成24年、これも同じですが、去年の3月に私一般質問をしております、答えは26年4月再開に向けて、ここはいいでしょう、もう今答弁いただきました。経営形態も含め、わたり温泉鳥の海運営委員会

とも協議しながら検討してまいりたいという発言をされておりますので、それを踏まえて、この質問をしたわけでございます。ご答弁いただきたいと思っております。

議長（安細隆之君） 町長。

町長（齋藤邦男君） ご案内のとおり、鳥の海周辺につきましては、第1次の瓦れき処理ということで、亘理町内では鳥の海周辺と、吉田の運動場、そして吉田浜の3カ所で第1次処理を行ったわけでございます。その後、県のほうに2次処理ということで、処理の計画をさせていただきまして、ご案内のとおり、大林組を筆頭とするJVによりまして2次処理を行っておるところでございます。そういう中で、先ほども申し上げたとおり、亘理町については5基のごみ焼却施設が建設されたことに伴いまして、他の市町村の瓦れき処理よりも進んでおるといことで、県のほうでもそのような考え方をしておるわけでございます。

そういう中で、やはりこのわたり温泉そのものについては、この入札の中でプロポーザルということで、大林組さんのほうで鳥の海の改修についてのプロポーザル方式による提案があったということ、その内容については、わたり温泉を利用して、要するに従業員の寄宿舍として利用してその改修に当たらせていただきたいということで行ってきたわけでございます。そういう中で、運営委員会そのものについては、そのJVにわたり温泉を貸し出しするための運営委員会を1回のみで終わったということございまして、これらについては今月の末にももう1回、わたり温泉のこれからの内容について、もう1回ことしじゅうにやりたいと思っておるところでございます。以上でございます。

議長（安細隆之君） 高野 進議員。

12番（高野 進君） ことしじゅうにもう1回といいますか、運営委員会のことですね。

（「はい、そういうことです」の声あり）実は、先ほど私述べたんですが、これは河北新報の記事ですね、有識者による云々と書いてありました。有識者というのは、この方々のことを言うんですか、いかがですか。

議長（安細隆之君） 町長。

町長（齋藤邦男君） 運営委員会ということで読みかえていただきたいと思っております。

議長（安細隆之君） 高野 進議員。

12番（高野 進君） そう読みかえて、3点目に入ります。元気な日本をつくる会からの提言はまだですかということでもあります。提言があれば、その内容をお伺いするわ

けですが、これは昨年の12月定例会、高野孝一議員が質問しておりまして、答えは、昨年10月から特定非営利法人元気な日本をつくる会の方々を交えた中で検討会を行っている、これは新聞記事ですけれどね、民間の視点から提案を出していただくことにしている。そこで、いわゆる今の平成25年3月まで3回程度の会合を持ち、具体的な再生策を話し合うと発言されております。さらに、担当課と協議中で、平成26年4月再開をめどに検討中、再開の件は別でしょう、後になりますから。そこで、再度発言いたしますけれども、元気な日本をつくる会からの提言内容をお伺いいたします。

議 長（安細隆之君） 町長。

町 長（齋藤邦男君） お答えいたします。

元気な日本をつくる会からは、やはり民間経営者の視点から、地元の食材だけを使用することではなく、やはり原価の安い食材も使用するなど、全体的なコスト削減の実施を行うべきではないかとの意見などもいただいております。さらに、新たな鳥の海温泉を活性化させるために、活路を見出すためには、施設単体の再生だけではなく、地域全体の土地利用を考慮した再生プランが必要であるとして、バイオマス発電事業を核とした新産業の創出と、地域活性化の計画が提案されておるところでございます。現在、このバイオマスを核とした地域活性化計画についてプロジェクトチームを立ち上げるように、担当課のほうに指示をしておるところでございます。現在、これらの提案に対して現実に可能かどうか、実現可能かどうかの課題の洗い出しや、解決に向けた検討に入っているというところでございます。以上でございます。

議 長（安細隆之君） 高野 進議員。

12番（高野 進君） 実は、この元気な日本をつくる会の団体の概要でございますが、私なりに入手した資料では、背景にはセゾン投信株式会社ではないか、投資信託あるいはコンサルタントの会社ではないかと思うんですが、この会社の概要、つかみどころが私にはこれしかないんですが、どのように捉えておりますか、会社の概要。

議 長（安細隆之君） 町長。

町 長（齋藤邦男君） この元気な日本をつくる会そのものについて、まずもって現在政権を担っておる自民党の若手の方々の支援する方々ということでお聞きをしております。その元気な日本をつくる会の方々は、やはり若手の起業者のグループというこ

とで、その案内を受けたのが、私個人的には小野寺五典防衛大臣から、ぜひここにして、震災前だったんですけれども、企業誘致を初めとするいろいろ亶理町の活性化のためということで、朝の7時から朝食会ということで、その際に呼ばれた市町村が、亶理町の私と青森県の十和田市の市長さんの2人が呼ばれています。その中で、いろいろと企業誘致についての亶理町の取り組み、そして条件等をいろいろ話を受け、それ以降この元気な日本をつくる会との接点があり、そして今回の震災を受けて、ぜひ亶理町の鳥の海あるいは町全体の活性化のためにご支援をしたいということでございまして、現時点におきまして組織体ではなく、グループということの考え方をしておるわけでございます。以上でございます。

議 長（安細隆之君） 高野 進議員。

1 2 番（高野 進君） わかりました。4点目に入ります。

直営の場合を前提にいたします。そろそろその場合、やっぱり総合経営計画、いわゆる財務計画あるいはマーケティング計画等々ありますけれども、それらを作成すべきだと思います。将来展望です。また、いつそれらを議員に報告・説明されるのか、見通しだけで結構ですがご答弁願います。

議 長（安細隆之君） 町長。

町 長（齋藤邦男君） やはり、総合的な経営計画については、できるだけ早くということ、さらには第1点でも若干触れましたけれども、やはり直営あるいは民営、民営になった場合についてもいろいろと課題があるということでございます。特に、わたり温泉そのものについては、借入金の償還があるわけでございます。それらについても、前の一般質問でもお答えいたしておるわけでございますけれども、この償還額についても、できれば一般会計の財政調整積立金そのものについてはことしの5月末で出納整理期間を終わりますと、それらの積み立てを考えて、財政調整基金の現在高、現時点で私の承知しているところでは約30億円ぐらいの財政調整基金があるのではなかろうかという考え方を持っております。そういう中で、借り入れした利率の問題、そして現在財調に積み立てしている利子の問題、その差額のバランスを見ますと、やはりできればそれらの内容で繰上償還という形も考えざるを得ないのかなと思っておりますけれども、ただいまご質問ありました進捗、それらの内容については今年の1年をかけて十分に検討して、早い時期に報告をいたしたいと思っております。以上でございます。

議長（安細隆之君） 高野 進議員。

12番（高野 進君） 町長の答弁の中で、財政調整基金が30億円前後あるやにお答えいただきました。鳥の海温泉の借金、約9億円前後あるわけです。毎年、このところの話ですが、元金が7,000万円来年度予算に入っております。利息がたしか1,700万円ぐらいではなかったか、違ったらごめんなさい、今持っていません。毎年9,000万円近くのお金が出ていくわけです。そうすれば財政調整基金、確認しながら、町長の話ではないですが、それらを全部完済するというような考え方、これからも引き続きやっていただきたいというふうに私は思います。せんだって、12月の一般質問、これらに類した質問は鈴木高行議員がやっておりますので、それらも含めてこれからも進めていただきたい。ただ利息ばかり払ってられない、一気に払ったほうがいい、そういうふうに私は思います。

ここで、最後ですが、私の考え方を申し述べます。

まず、温泉、集客をするには、先ほどのとおり周辺整備が必要であると。しかし、整備は進んでおりません。かつ、地域防災計画は未完成であります。したがって、避難場所はもとより避難経路、渋滞対策等は、これも未整備でございます。したがって、温泉を再開するには、これらの整備が済んでからやるべきだというふうにまず思って、考え方の1つ、来年の4月あるいは来年度、要するに平成27年3月までの再開予定は変更・延期するという。2つ目、5年以内、平成29年再開をめどに計画を作成する。5年以内のめどですから、4年でも3年でもいいわけです。経営形態は、その再開の1年前までに決定すると。3つ目、再開後の経営は、町営の場合ですけれども、町民の負担にならない経営を基本とする。これは、当初からそうでしたが、念のため申し添えます。町長、この考え方についていかがですか。

議長（安細隆之君） 町長。

町長（齋藤邦男君） 高野議員さんから申されたとおり、借入金の償還額については元金で7,000万円、そして利子相当分については、若干下がりますけれども1,700万円という形、そのとおりでございます。そういう中で、やはり第1点でも若干触れましたけれども、このわたり温泉鳥の海の隣にありました高齢者のための介護予防拠点施設が、あのように壊滅になったということで、高齢者のための福祉施策という考え方も、わたり温泉に切りかえるべきではなかろうかと、私個人は思っておるわけでございます。できれば、平成29年度までというようなお話でございますけれども、

やはり安全・安心、絶対的な確保はできませんけれども、特に荒浜地区、あるいは仮設住宅等に入居している方、そして町民の方々も、早く温泉に入りたいということの希望を、私もいろいろと聞いておるわけでございますけれども、まずもってそれらの計画そのものについては、もう少し時間はかかりますけれども、日帰り温泉だけでもやりたいものだなという私の願いでございますので、その辺も議員の方々のご理解と、その際には議会のほうにも十分ご説明を申し上げ、ご理解をいただきながら進めてまいりたいと思っております。以上でございます。

議長（安細隆之君） 高野 進議員。

12番（高野 進君） 町長の答弁を聞きながらですけれども、温泉の再開を待っているという方々もいるという、私も温泉嫌いではありません。かといって、あれはもうぶっ壊したらいいんじゃないかという方もいますので、そして震災のほうに重点を置いたらいいという方もいますので、それを参考にさせていただきたいと思っておりますけれども、先ほど5年以内という意味は、まだ心の傷が癒やされない人たち、将来展望が見えない中で温泉をオープンして、私は好きですけども、酒飲んで風呂に入ってカラオケ歌って踊りを踊ると、そういうことは私の今ではできません。そういうことからして、やるならば周辺整備をきちんとして、住宅が張りついて、そして採算も合うと、そのような、余り理想的かもしれませんが、原点に戻ってやっていただきたいというふうに申し述べて、次の質問に入ります。

2つ目、震災孤児・遺児を対象にした奨学教育資金制度を創設してはどうかということでございます。これは、現在就学援助制度がございます。これとは別に、町の財政事情に左右されない制度の創設でございます。これは提案ですので、若干説明していきます。

目的は、東日本大震災による震災孤児・震災遺児の就学援助であります。対象は、今述べましたけれども、震災当時、震災孤児が4人、両親が亡くなったという方が1人、片親がいて、そして残存している親が亡くなった方が3名おります。合計震災孤児は4名でございます。それから、震災遺児でございます。片親が亡くなったという方が32名おります。合計36名、現在は町内に住んでいるかどうかは定かではありません。それで、町内の小学校・中学校の在校生徒を対象といたします。

原資は、通告にも入っていますが、震災復興基金がいろいろありますが、寄附金分、これは12月末現在で1億8,600万円ですが、今は9,200万円前後ではないかと思

うんですが、これはよろしゅうございますか、9,200万円。念のため、これは義援金ではありません。承知のことと思います。授業料、現在は小中学校は無料であります。期限、義務教育終了までという計算でございます。9,200万円の範囲内。これは、奨学資金貸付制度、現在でございますけれども、これは返済するわけですが、私が提起しているのは返済は無用、返済なしで結構と。援助の内容を具体的に申し上げますと、授業料はただですから、それ以外の基本的、基礎的な経費、学用品ほか就学に要する経費ですが、学用品といえば学服、帽子、運動着、今はジャージというんですか、運動靴などで、就学に要する経費は、それに修学旅行、給食費、部活、スポーツ・文化でございます、PTA会費など、必須経費でございます。金額は、これは私なりの計算で、年間1人当たり20万円で、36名と最大限計算しますと年間720万円で、全てが小学校1年生と計算しますと、9年間掛け算します。6,480万円、6,500万円ですか。このような形で提起するわけですが、ご答弁いただきたいと思っております。

議 長（安細隆之君） 町長。

町 長（齋藤邦男君） この内容については、教育委員会部局に所属しますので、教育長のほうから答弁をいたさせます。

議 長（安細隆之君） 教育長。

教育長（岩城敏夫君） それでは、私のほうからご回答申し上げたいというふうに思います。

ただいま、高野議員さんからもお話があったわけですが、町内の震災孤児あるいは震災遺児等については、これから具体的にお話し申し上げたいと思っております。東日本大震災による町内の小中学生の震災孤児及び震災遺児の人数を初めに申し上げたいというふうに思います。震災直後でございますけれども、震災孤児のうち両親が亡くなった児童が、先ほどお話しがあったように1人でございます。それから、父母いずれか1人の家庭で、その親を亡くして震災孤児となった児童が2人、生徒が1人、合計4人となっております。父母いずれかを亡くした震災遺児は、児童が6人、生徒が8人で、合計14人となっております。本年2月現在でございますけれども、震災直後と比較して状況を申し上げますと、震災孤児の4人の児童生徒は、全員町外に転出しております。震災遺児の児童生徒につきましては、高校生となった生徒が6人、町外に転出した児童生徒が5人、新たに町外から転入してきた生徒が1人、小学校新1年生となった児童が2人で、現在震災遺児については6

人となっております。

さて、この児童生徒への奨学教育資金制度創設のご提案でございますが、震災直後から官民団体等からさまざまな支援をする内容のものが教育委員会のほうに届いておりまして、それを各学校に周知を図って、児童生徒の保護者で応募するというふうな形をとっております。その一例を申し上げますと、宮城県で行っております東日本大震災みやぎこども育英基金奨学金という制度が、震災後創設されました。この制度は、償還不要の給付制度であります。具体的に金額等を申し上げますと、小学生には月1万円、卒業時に15万円の一時金が支給されます。中学生には月1万円で、卒業時には20万円の一時金、高校生には月2万円で、卒業時には60万円の一時金、大学生には月3万円を給付する、そういう制度でございます。現在、町内にいる震災遺児6人全員が、この給付を受けているということでございます。なお、高校生になった6人ですが、震災遺児についてもこの給付を継続受給しておるということでございます。この宮城県の制度でございますが、平成47年度まで継続されると聞いておりますので、いわゆる震災当時に生まれた子供が大学を卒業するまで補償していこうという制度でございます。

また、町におきましても、先ほど議員さんがおっしゃったとおり、国と県と一体となっております就学援助制度というものがございますので、それを実施しております。その内容についてでございますが、震災孤児や遺児に対しましては、給食費及び修学旅行費は全額でございます。学用品につきましては、年間小学生には1万1,100円、中学生には2万1,700円、そのほかに通学費、あるいは通学用品費、それからいろいろな校外に行つて活動する校外活動費、それから医療費など、多方面にわたつて援助しております。そういうふうなことをかんがみみると、現時点では町単独としてのこういう新たな制度創設は、今現在では考えていないということでございます。以上です。

議 長（安細隆之君） 高野 進議員。

12番（高野 進君） これ、今通学用品の中に、通学するための自転車なども入っておりますか。

議 長（安細隆之君） 教育長。

教育長（岩城敏夫君） 自転車につきましては、震災当時、いろいろな団体から援助を受けておりますが、この中には自転車は入っていないと、そういうことでございます。

ただ、ほかの団体というか、支援団体から100台ほど自転車を寄贈されて、流出した中学生には無償配付しております。以上でございます。

議長（安細隆之君） 高野 進議員。

12番（高野 進君） なかなか至れり尽くせりで、結構な制度だと思います。これからもひとつ配慮していただきたいと思います。

ところで、町長にお話しするわけですが、先ほど温泉の話をしました。そして、震災孤児・遺児の関係で、手厚い監護を願いたいという意味なんです。けれども、来年度の5月、町長選挙があるやに私は思います。去就は現齋藤町長わかりませんが、これらの温泉に対する熱き思いと、それから震災孤児・遺児に対する配慮、これからも引き続き持っていただきたいというふうに申し述べて、私の質問を終わります。

議長（安細隆之君） これをもって高野 進議員の質問を終結いたします。

次に、9番。鈴木邦昭議員、登壇。

〔9番 鈴木邦昭君 登壇〕

9番（鈴木邦昭君） 9番、鈴木邦昭です。

まず、初めに東日本大震災の発生から2年になろうとしております。3月11日は決して忘れることのできない出来事として、私たちの胸に刻まれております。亡くなられた方々、そしてご遺族の方々に対しまして哀悼の意を表しますとともに、被災されました方々には、改めまして心よりお見舞い申し上げます。また、困難を乗り越えようと懸命の努力をしております町民の皆様方には、感謝そして敬意を表します。

それでは、通告に従いまして、3項目質問いたします。

まず、1項目め、町内の空き家対策について2点質問いたします。

1点目、町民の方より、近所に誰も住んでいない空き家があると。草はぼうぼう、枯れ草となっているので、たばこの吸い殻を捨てられたりして火がついたら大変だ、大火事になるのではないかと、そしてまた近所の建物にも延焼する、こういったことがあったら大変だということで、私も何件か空き家を見て回りました。現在、互理町で把握している空き家は何件あるのか伺います。

議長（安細隆之君） 町長。

町長（齋藤邦男君） お答えいたします。

町では、ご案内のとおり、平成18年に亙理町みんなできれいなまちにする条例を制定しております。その条例に基づきまして、雑草の繁茂に対する指導を行っており、これらはごみ不法投棄の防止や害虫の発生防止を目的として実施しているものでありますが、その一環として、雑草繁茂地の把握を目的に平成19年度にこの空き家調査を実施しておるところでございます。

しかし、調査後5年を経過しており、その間、建てかえられたものや、震災以前に解体されたもの、そして震災に関連して解体撤去されたもの、さらには調査後に新たに空き家となったものもあると思われまますので、現在は調査時点と比較して、相当数の変動があるものと考えております。そのため、現時点で空き家の実数は把握していないというのが現実でございます。しかし、平成19年度に調査した時点におきましては、空き家件数が78件でございます。その中で、地域ごとに申し上げますと、亙理地区が30件、荒浜地区が15件、そして吉田については東部と西部に分けて、東部については12件、吉田西部については6件、逢隈地区については15件ということで、合わせまして78件の空き家が5年前にあったということでございます。そういうことから、やはり今回の3.11震災に伴う個人住宅の修理が完了していない家屋もございます。そして、空き家として相当数見受けられる現状もありますので、これらの状況が落ち着き次第、空き家の把握についても一度調査をしてまいりたいと思っておるところでございます。以上です。

議長（安細隆之君） 鈴木邦昭議員。

- 9 番（鈴木邦昭君） 空き家は、現在把握していないと、19年の件数は78件ということで、それから亙理町みんなできれいなまちにする条例、確かにこれには雑草の繁茂ということは載っておりました。これからまた、ますます高齢化社会となっていくと、空き家もふえていくのではないかなと、このように思います。危険な空き家は、すぐにでも何とかしてもらいたいと思いますけれども、これは法律に縛りがございます。空き家といえども、行政が勝手にいじるということはできないと思います。これは、私も理解いたします。

ちょっと角度を変えてお話いたします。平成20年、国土交通省で地方公共団体や民間事業者などが空き家を宿泊施設や地域のコミュニティースペースにつくりかえて再利用する場合や、防犯上危険な廃屋を撤去する場合などに、国や地方公共団体が費用を補助する空き家再生等推進事業、こういうものを創設されておりました。

これには2つのタイプがございました。まず、1つは空き家住宅や空き建設物を改修・活用して、地域の活性化や地域コミュニティの維持再生を図る活用事業タイプというのと、もう1つは、不良住宅、空き家住宅を除却して、防災性や防犯性を向上させる除却事業タイプと、こういう2つのタイプがございました。初めの活用事業タイプの対象地域は、原則としては産炭地域または過疎地であるところ、平成25年度まで、要するに来年度までの措置として、全国に拡大しているようでございます。これを利用することにより、町の活性化、それから経済効果も生まれるのではないかと、このように思うわけでございます。また、リフォームしてコミュニティの場をつくり、地域のニーズに応じて活用できるのではないかと私も思います。齋藤町長の平成25年度の施政方針にもございましたけれども、放課後児童クラブの希望者が増加傾向にある、小学校近接の空き家等を借り上げ、待機児童の受け入れを行う予定ということがございました。そのような空き家の活用もあるのかなと私は思います。これは、活用事業タイプに当たるのではないかなと思った次第でございます。また、除却事業タイプ、これを利用するには、過疎地帯それから産炭等地域、これも平成25年度までの措置ということで、これは人口減少の市町村に限り認められると。直接私も国交省のほうに電話して確認してみました。そうしましたら、平成17年国勢調査の結果による人口が、当該市町村の平成12年の人口に比べ減少している市町村、こういった人口減少の市町村に限り認められるということでしたので、これは亘理町はこれから伸びゆく町でございます、亘理町は適用されないと、私はこのように思いました。

そこで、2点目に入りますが、先ほど除却事業タイプは亘理町は適用されないと話したわけでございますけれども、それにしても、そのままの状態では周辺環境に悪影響を及ぼします。年々全国的にも空き家がふえているということで、国土交通省では、空き家を適正に管理するために売却や賃貸、解体などに関する相談窓口を各県のほうに設けてネットワーク化する事業に乗り出すという報道がございました。これは、関連経費を2013年度予算案に盛り込んだようでございます。この件に関しては、亘理町のほうにも情報が入っていると思います。しかし、空き家をそのままにしておくという状態では、周辺環境に悪影響を及ぼします。無人状態で空き家が放置されることで、老朽化による倒壊や害虫の発生、犯罪の誘発など、近隣住民の生活環境の悪化が懸念されます。そのため、管理不全と判断した空き家の所有者に

対して適正管理を求める指導、助言、勧告、命令等を行う条例を制定すべきと思いますが、空き家等に関する条例を互理町では制定されていたのでしょうか。また、もし制定されていなければ、条例の制定を提案されてはいかがでしょうか。見解を伺います。

議長（安細隆之君） 町長。

町長（齋藤邦男君） 第1問目に入る前に、第1点目の空き家の問題でございますけれども、空き家そのものだけでなく、町といたしましては空き店舗の活用ということで、改修費については80万円を限度に、そして賃貸料、借り上げするためには月5万円で年間60万円ということで、空き店舗の創出ということで以前から実施しておるわけでございます。先ほどの空き家の問題ではなく、空き店舗の活用ということで、町の商店街の活性化のために、そういう制度も補助事業として対応しておるということをおし添えておきます。

そして、第2点目の関係でございますけれども、やはり近年のライフスタイルの多様化による核家族や単身世帯の増加などに加えまして、人口減少を伴う少子高齢化が加速したことによりまして、これは互理町だけではなく全国的に空き家が増加し、老朽住宅の倒壊等による人身や近隣への被害のほか、防犯上あるいは防災上の危険が高くなることが、全国の自治体でも懸念されておるのが実態でございます。

互理町では、空き地の雑草繁茂の対策については、先ほども触れましたとおり、互理町みんなできれいなまちにする条例に基づきまして対応しておりますけれども、空き家の管理に係る条例は制定しておらないところでございます。空き家の問題は、防犯、防災、建築、環境等に係るものなど広範な分野にまたがるもので、ことに危険を伴う問題としては、老朽化や損傷など劣化による保安上の危険や、衛生上有害となる状況になることですが、このような状況に対しましては、現行の法律では建築基準法により所有者等による維持保全義務や行政による措置が定められており、また、建物は個人や事業者の資産であるため、所有者等により適正に管理していくことが原則と考えられておりますので、これら現行の法令等に基づく指導等により、所有者等による自発的な管理を促し、状況に応じた対応を行うなどして、適正管理を図っていきたいと考えております。

そこで、空き家に関する条例の制定につきましては、防犯、防災、環境、建築指導等各分野にまたがる広い範囲の検討が必要となりますが、町内における空き家の

状況を把握した上で、先進地の条例制定に係る効果や問題点などを含め、これらの動向を見きわめながら検討してまいりたいと思っております。以上でございます。

議長（安細隆之君） 鈴木邦昭議員。

- 9 番（鈴木邦昭君） 動向を見きわめた上でということでもございましたけれども、先ほど町長が言っておりました互理町みんなできれいなまちにする条例と、確かにこの件につきましては空き家に関するものは入っておりません。この条例は、ごみの散乱、犬のふんの放置及び雑草の繁茂の防止と、こういうぐらいしか載っておりません。ぜひ、この条例を制定して、検討をしていただければと思います。ホームページを見ますと、各市町村でどんどん今は条例を制定してきているようです。それぞれの条例を見ますと、参考になるとは思いますけれども、例えば空き家の所有者は適正管理することから始まって、管理不全状態が確認されれば、実態調査した後に所有者に助言また勧告ができ、応じない場合、履行期限を定めて必要な措置をすることができるようにできておりました。最終的には、警察や関係機関に措置を要請することまで条例化したところもございました。ぜひ検討していただきたいと、このように思います。

続きまして、2項目めに入ります。

2項目めは学校給食について質問させていただきます。これは、アレルギー体質の児童生徒に対する学校給食ということでお話しさせていただきます。

昨年9月27日、東京都調布市の小学校で、卵アレルギーのある1年生男子児童が給食を食べた後に発症し、救急搬送をされておりました。この男子児童は、給食で出たオムレツを食べた直後にせき込むという症状が出て、病院に搬送され治療を受け、ところがこの男子児童は軽かったということで、そのまま帰宅したようでした。この男子児童は、当初は弁当を持参していたそうですけれども、保護者と学校側が献立を事前に打ち合わせるということにして、9月中旬ごろから学校給食に切りかえ、卵だけでつくるオムレツのようなメニューの日は、かわりのおかずを持参してくることを合意していたようでございます。しかし、この日の調理員が誤って男子児童のトレイにオムレツを盛って配膳してしまったということで、オムレツがアルミホイルで包まれていたために、この担任の先生もわからずに、この男子児童はそのまま食べて発症したというのが、まず1件ございました。そしてまた、同じ学校で起きているんですね、調布市の同じ小学校ですけれども、昨年12月20日、

チーズや乳製品にアレルギーがある小学校5年の女子児童が、給食を食べた後に死亡したという報道がありました。市教育委員会や警察で調査したところ、女子児童はチーズ入りのチヂミを食べた後に、体調不良を訴えて救急搬送されたということでしたけれども、約3時間後に死亡が確認されたという痛ましい事故がございました。

そこで、アレルギー体質の児童生徒に対して、学校給食の取り組みについて5点伺います。

まず1点目、学校給食でアレルギー疾患に対応したマニュアルは作成されているのか伺います。

議 長（安細隆之君） 町長。

町 長（齋藤邦男君） 学校給食については、教育部局でございますので、教育長のほうから答弁をいたさせます。

議 長（安細隆之君） 教育長。

教育長（岩城敏夫君） それでは、鈴木議員のほうにお答え申し上げます。

亘理町の学校給食センターは、ご案内のとおり昭和48年、今から40年前に建設された建物でございます。したがって、食物アレルギー対応のための専用の調理室がないと。また、食物アレルギー対応の専属の栄養士あるいは調理員を配置しておりません。そういうふうなことで、アレルゲン、いわゆるアレルギーを起こす原因となるものの除去食やあるいは代替食の提供ができないことなどから、現在は正式なマニュアルは作成していないのが現状でございます。しかし、宮城県からの食に関する指導、あるいは県発行の学校給食の手引等によりまして、保護者の希望に沿って、一つ目は完全給食提供の停止、二つ目、牛乳のみ提供を停止する、それから3番目、牛乳のみ提供、4番目が給食献立の詳細な内容配付による希望給食の提供の4通りの方法で今現在給食センターでは対応していると、こういう状況でございます。

議 長（安細隆之君） 鈴木邦昭議員。

9 番（鈴木邦昭君） いろいろと大変な思いをされているかとは思いますが、まず財団法人の日本学校保健会というところで発刊しておりますけれども、食物アレルギーによるアナフィラキシー学校対応マニュアル小中学校編というのがございました。これも参考になるかなと思います。

次に、2点目に入ります。食物アレルギーの症状には、皮膚のかゆみ、じんましん、湿疹、それから腹痛、呼吸困難とあるようですけれども、特に注意しなければならないのはアレルギーによるショック症状、アナフィラキシーショックとっておるわけでございますけれども、そこで2点目伺います。各学校のアレルギー体質の児童生徒を把握しておりますか、伺います。まず人数もわかればお願いしたいと思います。わからなければ結構です。

議長（安細隆之君） 教育長。

教育長（岩城敏夫君） それでは、2問目にお答え申し上げます。

各小学校に入学する前に、学校と新入学児童の保護者間、あるいは転入児童生徒の保護者間で、アレルギー疾患についての聞き取り調査と、保護者からの医師の診断書提出等により把握をしようとして対応しているということでございます。なお、食物アレルギー及びそれ以外のアレルギーについても、基本的には年1回ですが、必要に応じて随時学校と保護者間で、児童生徒の保健調査票によるやりとり、あるいは家庭訪問時の聞き取り調査などにおいて実態を把握し、対応しているということでございます。食物アレルギーの子供の数でございますけれども、今把握している人数を申し上げます。亘理小学校が5人おります。荒浜小学校が1人、吉田小学校が3人、長瀬小学校はゼロで、逢隈小学校が3人、高屋小学校がゼロです。中学校のほうで、亘理中学校が4人、荒浜中学校がゼロです、吉田中学校が1人、逢隈中学校が3人ということで、合計しますと男10名、女の子が10名、合計20名ということで把握しております。以上でございます。

議長（安細隆之君） 鈴木邦昭議員。

9番（鈴木邦昭君） 20名ということで、少なくはないなと思って聞いておりました。文科省の資料でございますけれども、2007年アレルギー疾患に関する研究委員会が、アレルギー疾患に関する調査研究報告書でまとめた全国の公立学校の児童生徒約1,280万人、この人数を対象に実施した調査では、食物アレルギーがあるのが2.6%の約33万人、そしてこの食物アレルギーなどに伴う急性症状のアナフィラキシーショックを起こしたことがあるという児童は0.14%の約1万8,000人に上っていると、このように報道されておりました。この食物アレルギーによるアナフィラキシーショックの対応が、やはり一番に求められているのではないかと、このように思います。しっかり把握していただいて児童生徒を守っていただきたいと、このように思

います。

3点目に入ります。アレルギー体質の児童生徒の保護者との取り組みはどのようにされているのか伺います。

議長（安細隆之君） 教育長。

教育長（岩城敏夫君） 3点目、保護者との取り組み等についてお答え申し上げます。

食物アレルギーを持った児童生徒のほとんどの保護者の方々は、自分の子供が食物アレルギーを持っているということは全員の保護者は理解しているようでございます。保護者との取り組みについてでございますけれども、特に新1年生、小学校1年生の入学時の保護者会におきまして、その説明やあるいは個別相談等を実施し、内容によってはアレルギー検査指導や、特に食物アレルギーにつきまちは学校給食をどのように提供したらよいかなどを、保護者と個別に教育委員会と学校側とで話し合っていると。私も現場にいたとき、新1年生が食物アレルギー、特に牛乳だったんですが、学校側と保護者で3回行って、別室で、保健室だったんですがけれども、つまり牛乳が皮膚に当たると炎症を起こすんですね。そういうことで、1人フリーの先生をつけまして、保健室で対応した。何かあった場合、すぐ後ろにある大友ヒロミ先生と連携をとっていただきましたので、そういうふうなことで、万全な体制で学校側としては取り組んだということでございます。教育委員会とも、その保護者は個別に相談を行っているということで、教育委員会、学校、保護者、この3者の連携、そしてあと給食センターを含めて万全を期して対応していたので、現在もそういうふうな対応でやっているというところでございます。以上です。

議長（安細隆之君） 鈴木邦昭議員。

9番（鈴木邦昭君） これは、本当に保護者との面談、食物アレルギー児童生徒、これはしっかり把握することが重要だと思います。今お聞きしますと、万全な体制で取り組んでいるということを聞きましたので、大丈夫かなとは思いますが、やはり主治医からの、食物アレルギーによるアナフィラキシーショックに関する診断書といったものも提出されるというのもいいのかなと、このように思います。

4点目に入ります。アレルギー体質の児童生徒には、どのような給食を提供しているのか伺います。

議長（安細隆之君） 教育長。

教育長（岩城敏夫君） 給食の提供でございますけれども、食物アレルギー体質の児童生徒

に對しましては、給食センターのほうで、さきに回答したとおり、保護者の希望に沿った4通りの方法で対応しております。しかし、給食提供ができないという児童もいるわけですので、そういうお子さんには、大変申しわけないけれども弁当持参というふうなことで、ご協力をお願いしているということですので。なお、いろいろな学校の行事がございます。その子だけが食べられないというふうなことがあつてはならないわけですので、そういう際はアレルギーのない、含んでいないデザートを提供して、全児童生徒で楽しく食べると、そういうふうな提供もやっているわけですので。以上です。

議 長（安細隆之君） 鈴木邦昭議員。

- 9 番（鈴木邦昭君） 細部にわたって大変ご苦労されているのが、つくづくわかりました。ただ、一つ確認ですけれども、次に回します。給食の対話に関してはやはり先ほども言いましたように、学校と保護者との合意が、これは確かに大事かもしれません。5点目に入ります。アレルギー体質の児童生徒を受け持つ教職員には、どのような指導をされているのか伺います。

議 長（安細隆之君） 教育長。

教育長（岩城敏夫君） 教職員に対する指導でございますけれども、町内では養護教諭、各学校に1名配置されております。児童生徒の保健、安全を担当する専門的な教諭でございますけれども、それから学校給食主任というふうなこと、役割を担った教員が校長から発令されているわけですが、そういう養護教諭あるいは給食主任の先生方を集める会議がございます。そういう会議において、食物アレルギーを持つ児童生徒の情報、対策等について共有しながら、食物アレルギーを持つ児童生徒を受け持つ教職員はもちろんでございますけれども、ほかの教職員間でも、この情報あるいは対策について十分に共通理解を図り、対応を各学校していただいていると。けさも、ある小学校から牛乳をとめてくださいと、保護者が学校を通して教育委員会に来ました。そういうことで、それはもうすぐセンターのほうで対応すると、こういうふうな連絡網が万全に密になっているというのが今の現状でございますので、先ほども言いましたように、食物アレルギーの子供たちを守るべく万全を期して対応しているというところでございます。以上です。

議 長（安細隆之君） 鈴木邦昭議員。

- 9 番（鈴木邦昭君） 済みません、1点確認なんですけれども、アナフィラキシー症状対

策のために、よくエピペンという注射器がございます、あの自己注射薬ですけれども、このエピペンを所持している児童生徒がいらっしゃるのかどうか。それから、このエピペンをみずから注射できない状況にある場合があると思うんですね。そういった場合、教職員の方々、児童生徒にかわって注射の処方に対する研修というのを、これは受けているんでしょうか。

議長（安細隆之君） 教育長。

教育長（岩城敏夫君） 今の状況では、ちょっと把握はしていないんですが、私が現場にいたころは、保護者から承諾を得まして、養護教諭で対応してもいいですよ。たまたま後ろに専門の小児医院さんがいますので、もしあれば、まずお医者さんをお願いしたいなというふうなことで、お医者さんとの対応はしっかりしていたわけですが、幸いにもそういう事態は生じなかったんです。でも、そういうふうなことで、各学校では対応しようというふうなことで、共通理解を図っていると思いますので、その辺ももう一度確認してみたいとは思っております。以上でございます。

議長（安細隆之君） 鈴木邦昭議員。

9 番（鈴木邦昭君） 今お医者さんをお願いするということですが、昨年の12月の女子児童の死亡に関しては、女子児童はチーズを除いた特別メニューを食べていたんだそうですけれども、自分の分も食べてしまって、おかわりしたそうです。おいしかったんでしょうね。それで、先生は誤ってそのチーズ入りを出してしまったと、そういう担任教諭の確認ミスによる惨事だったという事故のようでした。また、この担任教諭は、このエピペンを打つタイミングがおくれたということも指摘されておりました。その児童は、エピペンはやはり持っていたということだと思います。やはり先生も一時ためらったそうです、私が打っていいものかと。これは、十分な対応をしなかったということも報道されておりました。もし、打って死んだ場合どうしようかと、やはり先生もすごくそういうことも気にすると思います。それから、死んだ場合、民事責任をとということも考えるのかなと、そういうことも思います。しかし、文科省では、アレルギー児童に対する対応ガイドラインを公表しておりました。文科省は、法務省、厚生労働省の両省とも協議した上で、救命の現場に居合わせた教職員が注射しても医師法違反にならず、刑事、民事責任も問われないと考えられるというガイドラインを明記したと、このように見解を示したようでございます。ですから、やはり先生方も勇気が必要かなと思いますので、もしそういう

児童生徒がおりましたら、先生がすぐ走って行って打ってあげるということが大事かと思います。このアナフィラキシーに対しては、原因や症状等に関するやはり情報、それから発症時の応急対処の方法、これは事前に各学校で教職員の方々の共通理解というのを図っておくというのが必要ではないかと思います。また、ショック症状を和らげる、今言ったエピペン、これは本人にかわってやはり教職員の方々が使用できる対応も必要かなと、このようにも思ったわけでございます。

続きまして、3項目めに入ります。

AEDに関する点で2点質問させていただきます。

まず1点目、AEDというのは、もう簡単にAEDと言われますけれども、日本語ですと大変長く自動体外式除細動器と、このように言われておりますけれども、町民の方で、亘理町内のAEDの設置場所がどこにあるかわからないという方々もいらっしゃいました。それからまた、私は広報わたりに掲載されていますよと話したんですけれども、今度は広報わたりを見ている方は、やはり小さくて見づらいと。そしてまた、ああいう小さいと、やはり広報はA4判のとじ込み式になっていますので、そのままどこかに入れてしまうということをおっしゃっていただきましたけれども、実際私も広報わたりで見たものの、やはり小さくて見づらかったというのが現状でございました。そこで、町民の皆様が見てわかりやすいように、年1回ぐらいでも、お金はかかるとは思いますが、A2判かB2判もしくはA1、B1、このぐらいの大きさで、広報わたりと一緒に配布し、周知徹底をするということに関してはいかがでしょうか、伺います。

議長（安細隆之君） 町長。

町長（齋藤邦男君） AEDの設置については、当然ながら学校、病院、そして公民館等々の公共施設には設置しておるわけでございます。これらの内容につきましては、特に亘理消防署のほうで、平成20年度に調査をさせたわけでございます。その件数といたしましては、42施設で42台のAEDの設置がございまして、そういう中で、やはり平成20年から4年経過するわけでございますので、今回の震災によりまして、浜通りの施設等については若干なくなっておる状態にありますので、これらの内容についても、本年度中にでも、これについては消防署のほうに、私管理者をやっておりますので、消防署のほうだとスピード感がありますので、調査をさせまして、行政わたりという広報の中で対応してまいりたいと思っておりますのでござい

す。以上でございます。

議長（安細隆之君） 鈴木邦昭議員。

9 番（鈴木邦昭君） 42台ということで、お話ございましたけれども、私も消防署のほうを確認しましたら、やはり会社でも個人的に入れているところもあるので把握し切れない、そういったものを含めてもう50台以上はあるのではないかという、そういうお話もございました。やはり、大きいやつですと皆さんも見やすいということと、それから今ある場所、警察署、学校、それから役場もあるでしょう、そういった大きいものに作成して、地図の中に①警察、②……と番号を振って、右からでも左でもいいです、表を作成して、その中に①は警察署です、②は学校です、③は……そのような形で大きいのを、A 1、B 1もしくはA 2、B 2判ぐらいの大きさに配布したら、意外と町民の方々も見やすいのではないかと思います。ぜひ考えていただければと思います。

2点目、各行政区や町内会、また学校、会社等で、亶理消防署の救急担当の署員の方々を呼んでAEDの講習会を開催しているようでございます。亶理町では、どのぐらいの方々が受講しているかということ、私も消防署に行って確認しましたところ、コースがあるそうです、1時間コースとか4時間コース、8時間コースとか、そういったコースがあるそうですけれども、全部合わせた数になりますけれども、平成22年40カ所で660人受講されているようでございます。平成23年は43カ所で940人、平成24年は42カ所で1,080人、こういった方々が受講しておりました。また、今までAEDを利用したケースというのがあるんですかと確認しましたところ、ちょっと数は把握していなかったけれども、数件ありましたと。その中で、やはり蘇生した方もいらしたということをお聞きいたしました。年々この受講者がふえているということは、命の大切さ、そして自分も講習を受けていけば、いざというときに一助になるのではないかという気持ちで、やはり受講されていると思います。現在、高齢化が進んでおります亶理町が、亶理ばかりではなくて、先ほども町長のお話にありました全国的にですけれども、亶理町も高齢化が進んでおると思います。各行政区では集会所を利用して、ダンス教室とかいろいろな催しをやっているようでございます。集会所は、要するに高齢者の憩いの場かなと、このようにも思われます。特に、高齢化してまいりますと、ちょっとした運動で突然倒れる、心肺停止したときのことも考えるのではないかと思います。そこで、行政区長等から要望が

あれば、行政区の集会所等にもAEDを設置するという考えについて、いかがか見解を伺います。

議長（安細隆之君） 町長。

町長（齋藤邦男君） 行政区等からの集会所への設置ということでございますけれども、この集会所そのものについてはいろいろ、ダンスとかそういうカラオケはやっておりますけれども、常時開館しているわけではないということ、そして無人であるということで、閉館している時間のほうが長いのかなと思っております。そういう中で、やはりこの取り扱いの講習の問題、1年間に1,000人ほど受けておりますけれども、果たして行政区の集会所に設置した場合の管理・運営の問題について検討しなければならないと。そういう中で、現在のところ行政区からの要望ということは1件もございませんので、仮定の質問でございますけれども、それらについては答えを差し控えさせていただきたいと思っております。以上でございます。

議長（安細隆之君） 鈴木邦昭議員。

9番（鈴木邦昭君） 現在は1件もないということですがけれども、もし区長会等でも何か一言でもお話ししたら、うちも欲しいというところが出てくるでしょうし、また、うちはAEDは近場にあるから、もう近くが警察署だよとか、近くが学校だというような方々もいらっしゃると思います。そういった方々はそれでよろしいとは思いますがけれども、やはりAEDの受講者、これからもさらにふえると思います。2月24日の東京マラソンの件、皆様もご存知かと思いますが、意識を失って倒れた方がいらっしゃいました。男性は心肺停止状態で、異変に気づいた女性ランナーが119番をすぐして、別の男性ランナー2人が心臓マッサージをしたということで、沿道の男性がすぐ交番に行つてAEDを持ってきた。それで蘇生措置をして、近くにいたランナーたちの蘇生措置によって一命を取りとめたということがございました。この倒れた男性は、すぐに意識を取り戻したということで、病院に運ばれたけれども回復したというニュースがございました。ぜひ、AEDの設置場所が近くにあり、場所もわかりやすい、すぐに対応できるという体制にすることも大事ではないかなと、このように思いました。

以上で、私の質問を終わります。

議長（安細隆之君） これをもって鈴木邦昭議員の質問を終結いたします。

この際暫時休憩をいたします。

再開は11時30分とします。休憩。

午前11時21分 休憩

午前11時30分 再開

議長（安細隆之君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

次に、14番。佐藤アヤ議員、登壇。

〔14番 佐藤アヤ君 登壇〕

14番（佐藤アヤ君） 14番、佐藤アヤです。

私は、2点について質問いたします。

3.11東日本大震災より、間もなく2年がたちます。地震と大津波により甚大な被害を受けられた皆様に、改めまして心よりお見舞いを申し上げます。

本町では、おととしの23年12月に「安全・安心・元気のあるまち亘理」を基本理念に、町民が一丸となって、10年後には復興モデルとなるようなまちづくりを進めるため、亘理町震災復興計画を作成いたしました。町長の施政方針の中にもありましたが、24年度を復興元年として、復興のスタートを切った年ではありますが、25年度には震災復興計画に基づく復旧期の最終年度になります。

そこで、お伺いいたします。将来都市像（まちづくり構想）の土地利用構想は計画どおり進んでいますか。ご答弁お願いいたします。

議長（安細隆之君） 町長。

町長（齋藤邦男君） お答えいたします。

ただいま佐藤議員さんからお話しのとおり、平成23年の12月に策定いたしました亘理町震災復興計画において、「安全・安心・元気のあるまち亘理」を基本理念といたしまして、安全と安心を確保するまちづくり、暮らしやすさと亘理らしさがあふれるまちづくり、なりわいとにぎわいのまちづくりを3つの基本方針に掲げ、本町が目指す将来像の実現に向けて、基本計画に基づく土地利用の方向性を示させていただいたところでございます。

東日本大震災の被災により甚大な被害を受けた、特に荒浜地区の災害危険区域及び吉田地区の移転促進地域につきましては、移転後の跡地利用の検討を行い、土地利用計画を策定するため、現在プロポーザル方式による業者選定を行っており、これについては先ほど回答、前の質問にありましたとおり、3月中に委託業者を決定いたし、平成25年度中には整備方針を策定いたします。なお、整備方針が策定され

ましたら、議会に対しましてもご報告をしたいと考えております。

次に、現在被災した土地の大部分を占める水田等の農地については、除塩による農地復旧が実施され、畦畔等の流出により復旧が困難な農地については、今後の農地利用の効率化を図るために、大区画圃場整備を実施してまいりたいと思っております。また、東北一の生産量であるイチゴについては、新たな圃場を確保し、再開に向け事業を実施しておるところでございます。

終わりに、仮設住宅を設置しております公共ゾーンにつきましては、平成25年度に調査事業を予定しておるところでございます。以上でございます。

議 長（安細隆之君） 佐藤アヤ議員。

1 4 番（佐藤アヤ君） 亘理町震災復興計画の将来都市像（まちづくり構想）の中に、11に分かれてゾーンごとに予想、まちづくり構想を示しておりますけれども、その中で、今町長が言われました公共ゾーンにつきましては、役場庁舎の建設は、25年度に調査をしてというのは、その公共ゾーンに役場庁舎を建てるという方向に向けての調査になるのでしょうか。

あと、もう1点、農地の部分なんですけれども、荒浜の農地は買い上げてくださるということなんですけれども、吉田東部の農地に関しては、これから荒浜と同じような、プロポーザルではなくて、ここは農地としてずっと使っていくようになるのでしょうか。この点についてお伺いいたします。

議 長（安細隆之君） 町長。

町 長（齋藤邦男君） まずもって、公共ゾーンの整備、25年度中に調査事業を実施してまいりたいということでございますけれども、現在仮設住宅がおおむね550戸建設しております。しかし、南側がある程度の用地が確保できるということでございます。これらの役場庁舎、あるいは保健福祉センターを優先的に調査をしてまいりたいと思っております。そういう中で、この役場庁舎の建設については、国のほうではやはり独自の一般財源で建設すべきという考え方があったわけでございますけれども、やはり被災された5町村ほどで、この役場庁舎が解体されたということで、国、復興庁並びに県等を通じまして要望活動をしたところ、役場庁舎については、まだはっきりはしておりませんが、補助対象事業になるような考え方もちらほら聞いておるわけでございます。これについても、やはり現在の仮庁舎では事務にも不便をかけますし、住民の方々のサービスも低下しておることから、やはり役

場庁舎の建設に向けた取り組み、そして保健センターについてもできるだけ早く、この設計などを対応しながら進めてまいりたいと思っておるところでございます。

また、農地の買い上げの問題については、現在復興まちづくり課のほうでいろいろと検討しておりますけれども、これらについても、国の制度そのものについてもまだ明快な内容になっておりませんので、ただし最近の新聞等で、介在農地の分についての取得については認められるような方向で、新聞等で報道されておりますけれども、介在農地というのは、宅地と隣接しておる土地の一部という農地でございます。その宅地から大幅に離れている農地については、まだこれからの問題かなと思っております。これらについても、やはり国・県等の力を借りながら進めなければならないと思っておりますし、この農地そのものについての転用等の制度的な内容もございます。介在農地については、今回の国の内容では取得可能な部分と取得除外等々が見受けられます。これらについて、今後互理町だけでなく隣接市町村と足並みをそろえないと、やはりこのサービス合戦もいかなものかと思っておりますので、その辺を十分検討してまいりたいと思っておるところでございます。以上でございます。

議長（安細隆之君） 佐藤アヤ議員。

14番（佐藤アヤ君） この土地利用構想図の中で、公共ゾーンは今25年度に調査をすると、役場庁舎、あと福祉センターの部分でもなるべく早目にというご回答をいただきましたけれども、そのほかに産業誘致再生ゾーンのクリーンエネルギーの部分はどうかになっているのかなと思ってお聞きしたいと思います。2月14日に行った第1回の復興推進会議の資料の中を見ますと、もうクリーンエネルギー事業はなくなっていたんですけども、この土地利用構想図の中から、町ではメガソーラーの部分はもうなくなっているということでしょうか。

議長（安細隆之君） 町長。

町長（齋藤邦男君） 現時点では、なくなったわけではございませんけれども、いろいろ課題が山積しておるということでございます。要するに、再生エネルギーそのものについて、今言われたのは吉田東部のイチゴ団地のパイロットの用地の関係だと思いますけれども、そこに太陽光とか設置した場合についての高圧線がいないといういろいろな問題、そして農地の問題、そしてまたこの再生エネルギーにした場合については雇用対策にも余り有効ではないとも考えられますので、その辺につ

いては、やはりこれからの土地利用の問題について十分検討してまいりたいと思っております。以上でございます。

議長（安細隆之君） 佐藤アヤ議員。

14番（佐藤アヤ君） 復興元年、ことしの25年、もう大分いろいろな部分で進んできたのかなとは思いますが、やっぱり一つ一つこの構想に示したようにしていかななくてはならないのかなと思います。そういう部分で、例えばメガソーラーをしなくなって農地になった場合、あそこはまた危険区域の中でのイチゴの再生を図るような、そういうパイプハウスをつくる時、国からの援助等はできるのでしょうか。イチゴ農家の方から、もしクリーンエネルギーでなくてイチゴをあそこでつくりたいというようなときに、国からパイプハウスをつくる時に助成とかはあるのか聞いてほしいと言われたものですので、お聞きしたいと思います。

議長（安細隆之君） 町長。

町長（齋藤邦男君） その具体的な内容については、担当課長であります東課長のほうから答弁いたさせます。

議長（安細隆之君） 農林水産課長。

農林水産課長（東 常太郎君） パイロットでございますが、確かにパイロットにつきましては、現在90ヘクタールほどの畑地がありまして、昭和48年に増設された。今回の被災によりまして、あそこに西のほうから水を引いて、かけてイチゴをつくっていたという状況にあります。今回の被災において、その導水管も被災しておりますし、それからまた細かい配管も皆やられていると。また、東のほうの防風林についても、かなり東風が強いという関係で、そこではできないのではないかという関係で、今回イチゴ団地を西のほうに持っていった経緯があります。その中で、農地についてうちの方の再生エネルギーの関係で、その用地が農地として残った場合どうするのかという中で、パイプハウス等の補助金については、生産交付金というお金で今もやっております。ただ、東日本大震災からの復興交付金というのは、ある程度100%の交付でございますが、生産交付金は50%の補助でございますので、それなりのパイプハウスの資材等について、農協を通じて申請があれば、50%の補助で対応できると思います。ただ、問題は、ハウスをつくっても、その作物が水を使うとなると、ちょっと水がそこまでいきませんので、その辺をやっぱり考えて施設の運営に当たっていかなくてはいけないのかなとは考えております。以上でございます。

す。

議 長（安細隆之君） 佐藤アヤ議員。

1 4 番（佐藤アヤ君） 今回、まだ1年、2年しかたっておりませんが、将来都市像のこの土地利用構想で、全然進んでいないというような箇所はあるのでしょうか。

議 長（安細隆之君） 町長。

町 長（齋藤邦男君） この震災によって大きく被害を受けたのが、荒浜地区と吉田東部でございます。そういう中で、やはり現在荒浜地区についても周辺の整備ということで、プロポーザルによる整備計画をこれから進めると。そして、吉田東部につきましても、いろいろと民間によるところのグリーンベルトプロジェクト等の提案等もあるわけでございますけれども、やはりこの塩害被害、そして現在の工事の進み方そのものについては、まだ若干おくれておりますけれども、最終的には震災前以上の整備計画に持っていきたいと、現在のところ考えておるところでございます。

議 長（安細隆之君） 佐藤アヤ議員。

1 4 番（佐藤アヤ君） やっぱり、まちづくり構想は、荒浜のこれからの活性化に大きくつながること、あと吉田東部のほうにしても、そのような考えでやっていただきたいと思えます。荒浜でお店をやっている方、なかなか荒浜のほうに今戻っていけないというような状況だと思います。しっかりとしたまちづくり構想が実現できますようお願いしたいと思います。

2 点目に入ります。津波防災対策として、防潮対策や避難路の整備、地域防災計画の進捗状況はいかがででしょうか。ご答弁お願いいたします。

議 長（安細隆之君） 町長。

町 長（齋藤邦男君） まずもって、津波防災対策としての海岸の防潮堤につきましては、応急の仮堤防工事が終了しております。本格的な災害復旧工事が進められており、漁港海岸、特に亘理町の場合3つの海岸になっております。漁港海岸、農地海岸、鳥の海湾ともに工区ごとに分割し、それぞれ工事発注がされております。

まず、最初に漁港海岸については、全長1,413メートルがございます。これを5つの工区に分け、うち4つの工区分については工事着手がされており、残りの1つの工区については、阿武隈川河口堤防工事については国土交通省が管轄でございますけれども、この堤防工事との調整が必要となるため、平成25年度の早い段階で着工される予定となっております。

農地海岸については、農地海岸というのは鳥の海湾内から大畑浜から吉田浜海岸でございますけれども、この延長が3,756メートルを十数工区、計画では14工区となっておりますが、まだ変更になる可能性があるということでございます。そういうことで、現在8つの工区分の工事、すなわち2,350メートルについて工事着手がされております。残る工区分は、工事車両の進入台数調整と、ほかの基幹工事の錯綜を考慮しながら順次着手され、平成27年度までに完成予定となっております。

また、鳥の海湾につきましては、甚大な被害を受けた排水樋門復旧とあわせ、一部工事が着手されており、平成25年度以降順次着手し、平成27年度までに完成予定となっております。

続いて、鳥の海湾防災緑地整備事業につきましては、津波の減災と漂流物等を捕捉する機能を有する緑地を整備するため、復興庁と協議を行い継続審議となっておりますが、本事業は背後集落の安全を確保するために必要な事業でありますので、平成25年度で復興交付金の一括効果促進事業費を活用し、基本計画策定を行い、整備実施に向けて復興庁と引き続き協議を進めてまいります。

次に、避難路4路線及び二線堤1路線の整備につきましては、各路線とも測量設計業務を発注しており、関係者に対する事業説明会を経て、現在現地測量作業を行っており、その後再度説明会を開催し、計画線形に了解をいただき、用地取得、工事と進めてまいります。

最後に、地域防災計画については、第1回の亘理町防災会議を平成25年1月21日に開催し、計画見直しについての趣旨や減災の考え方、今後進める上での基本方針等についての説明を行っており、現段階においては、庁内体制としての職員の初動体制等の検討、さらには自主防災会や消防団、さらには医師会などの各種団体との意見交換会の開催や、自衛隊、消防署、警察署等の関係機関と調整を図りながら、地域防災計画の素案策定を進め、6月の第2回亘理町防災会議に提案したいと考えておるところでございます。以上でございます。

議長（安細隆之君） 佐藤アヤ議員。

14番（佐藤アヤ君） 今漁港海岸の部分で、5区に分け、4区で着手をしていく、阿武隈川河口という話をいただきましたけれども、この難しい点というか、この辺をちょっと、なかなか1区が進まない、荒浜漁港の部分で、国交省でやっている事業ではありますけれども、やっぱり町が町民の皆さんの声をしっかりと聞いているとは思

いますけれども、この部分で難しい点はどこなのでしょう。ご答弁いただきたい
と思います。

議 長（安細隆之君） 町長。

町 長（齋藤邦男君） この漁港海岸は、先ほど言った水産庁管理でございますけれども、
国のほうで工事。そして、阿武隈川河口については国土交通省が管理で、その辺の
ルート、そして工事の内容、それらについての調整が若干時間がかかっておるとい
うことで、同じように国の事業として対応しますので、調整が決まり次第工事着手
に入るのではなかろうかと思っておるところでございます。

議 長（安細隆之君） 佐藤アヤ議員。

1 4 番（佐藤アヤ君） 500年から1,000年に一度の頻度で発生すると想定される大津波に対
して、2次的な防潮施策の対策や津波が発生したときすぐに内陸部へ避難できる避
難路の整備、また東日本大震災を踏まえて、この計画の見直しをしている地域防災
計画の進捗状況という部分で、今町長からご答弁いただきましたけれども、先日の
第1回復興推進会議で示したその年月日で、27年度で終わる部分とか、29年、32年、
10年計画ですので、この部分でしっかり取り組んでいただきたいと思えますけれ
ども、地域防災会議、今度6月に第2回目を行うということですが、今回この
防災会議には、女性の防災会議に出席していらっしゃる方が何人いらっしゃいます
か。そういう部分で、ぜひ今回のこの防災計画の中に女性の声を、私は前回は質問
の中でさせていただきましたが、どのような形で入っていくのでしょうか。
そのご答弁をお願いいたします。

議 長（安細隆之君） 町長。

町 長（齋藤邦男君） この防災会議のメンバーについては、県から示された内容というか、
要するに消防署、警察署、自衛隊、そういう関係する団体ということでございま
すけれども、具体的な内容については総務課長のほうから答弁させます。

議 長（安細隆之君） 総務課長。

総務課長（佐藤仁志君） 防災会議の委員の構成でございますが、30名で今回構成をさせて
いただいた中で、今齋藤町長が申し上げたとおり、関係機関の地方行政機関のほう
から、東北整備局の仙台河川国道事務所の岩沼出張所の所長が女性の所長さんで
ございますので、1名委員として加わっております。そのほかに、なかなか女性の登
用というのが、今申し上げたとおりでございますので、防災会議の条例の中に、町

長が特に必要があると認める者ということで、今回は一般公募をさせていただきました。そういうことで、一般公募で今回委員になった方が女性3名でございます。そのほかに、それぞれの団体が必要だということで、今回は亘理町の婦人防火クラブ連合会の充て職で代表1名を加えておりますので、30名中5名の女性委員を登用している状況でございます。以上でございます。

議長（安細隆之君） 佐藤アヤ議員。

14番（佐藤アヤ君） 先日、総務常任委員会で婦人防火クラブの代表の方との懇談会を行いました。そういう中で、婦人防火クラブの方からたくさんのご意見をいただきました。婦人防火クラブへの連絡や支援体制と初期対応がなかった、あと炊き出しをする調理場を確保する必要がある、食中毒が発生しなくてよかった、支援物資の配布が均等でないため、平等に配布できる組織の構築が必要である、あと野菜等食材によっては無駄にになってしまうことがあった、あとしっかりと指揮系統を明確に示すために組織図が必要である、それから自主防災組織の整備が必要であるという、そういうご要望がありました。やっぱり、本当に避難所の部分で、婦人防火クラブの方が2カ月近くお手伝いをしていただきましたけれども、しっかりと声を聞き、その防災計画の中に折り込んでいただきたいと思います。

また、荒浜小学校は3月に卒業式を行いますけれども、やっぱり子供たちの安心・安全の部分、それから地域の皆様の安心・安全を確保するために防潮堤、しっかりとつくっていくということは一番大事な事かなと思いますので、この点もしっかりと計画どおりに進んでいただきたいと思います。この点について、もう一度、済みません、ご答弁をお願いいたします。

議長（安細隆之君） 町長。

町長（齋藤邦男君） やはり、今回の震災を踏まえまして、安全・安心なまちづくりということでの基本理念でございますけれども、私は就任と同時、平成14年にこの座に就いたわけでございますけれども、そのときのキャッチフレーズが「思いやりの心で力を合わせ安全で安心できる豊かなまちづくり」その中で安全というのは、私はハード面を捉えております。そして、安心というのがソフト面ということでございます。そういう中で、今回の震災復興計画の中で、やはり安全・安心は大事でございますけれども、国のほうでもやはり今回の津波を経験して、いろいろと有識者会議の中でも、防潮堤をつくれればいいのではなく、やはり考え方が若干減災というか、

逃げるというのが最も大事ではなからうかと国のほうで言うておりますので、やはりこれからは防潮堤が出る、あるいは二線堤が出ても、やはり避難訓練等を欠かさずやって、お互いに避難する行程などをつくりながら、自主防災組織並びに婦人防火クラブの関係者、そして消防団との連携を図りながら避難訓練を実施しながら、減災に向けた取り組みをしまいたいと思っております。以上でございます。

議長（安細隆之君） 佐藤アヤ議員。

14番（佐藤アヤ君） 防災計画は、ことしの9月ごろには作成できるのでしょうか。また、ハザードマップはいつごろに町民の皆さんに配布ができるようになるのでしょうか。この点についてお聞きいたします。

議長（安細隆之君） 町長。

町長（齋藤邦男君） 総務課長のほうから答弁させます。

議長（安細隆之君） 総務課長。

総務課長（佐藤仁志君） まず、防災計画のスケジュールとしては、9月を目標に3回の防災会議を経て完成をさせたいという、見直しをしたいという考え方でございます。それに合わせて、避難マニュアルとかそういうものについても、同じ月を目標に整備を進めていきたいということで、特に防災会議の中では、今回津波編と地震編を分けて章立てをするということで防災会議で了承されておりますので、今度は専門的に地震津波対策専門部会を設置して、大学のほうの今井先生のほうの研究所の支援をいただきながら、避難路のマニュアルとか避難所のマニュアル等も一緒にあわせながら策定していくということで、秋を目標にしているという状況でございます。以上でございます。

議長（安細隆之君） 佐藤アヤ議員。

14番（佐藤アヤ君） ハザードマップを作成する上で、やっぱり地域住民も参画させて、この地域の特性を反映させることや、あと住民への周知とか利活用の促進とか、この地域の防災力を高める上で、地域を巻き込んでハザードマップを作成していくことはとても大事なことというか、重要なことかなと私は思っておりますけれども、このハザードマップを作成するに当たって、それはどのような感じで作っていくようになるのでしょうか。ご答弁お願いいたします。

議長（安細隆之君） 総務課長。

総務課長（佐藤仁志君） ハザードマップの作成については、今それぞれの各種団体で意見

交換、震災を踏まえた検証をさせていただきながら、いろいろなご意見をいただいて、最終的には東北大学のほうの津波地震の研究所の協力を得ながら、そしてやはり今後、地域の自主防災組織が非常に大事な組織というふうに認識させていただいておりますので、そういうふうな自主防災組織のご意見を踏まえてマップを作成していきたいというふうに考えております。以上でございます。

議長（安細隆之君） 佐藤アヤ議員。

14番（佐藤アヤ君） 被災した荒浜地区、吉田東部地区の再生なくして、亶理町の発展はないという、そういう思いを込めてつくった復興計画です。復興計画は、ハードを中心にゾーニングに重きが置かれて、土木寄りの目線になっておりますが、瓦れきがなくなりイチゴ団地ができている姿は、町民の夢と希望となり、災害の痛手を乗り越える力にもなっております。長期的な視野に立って、人口減少、高齢化社会を先取りした復興再生の成功モデルになるようにしていかなければならないと思いません。そういう点で、第3点に入ります。

復興事業は、毎年町民に見える形で、お金を幾らかけて何をしたか、また進捗状況も周知すべきと考えますが、いかがでしょうか。

議長（安細隆之君） 町長。

町長（齋藤邦男君） 復旧・復興の状況については、可能な限り現在広報誌やホームページをもって町民の皆さんにお知らせをしておるところでございますけれども、やはり、今後ますます復興事業が本格化するということから、1月に復興本部会議を開催させていただきまして、広報誌の中に、4月号からなるろうかと思っておりますけれども、1枠を設けて、その復興の状況、現況、それらについてお知らせする方法で、復興本部会議のほうで決定させていただいておるわけでございます。その中には、やはり文字だけでなく写真とか、あるいは図面を添えた内容として、町民にわかりやすい周知を図ってまいりたいと思っておるところでございます。

議長（安細隆之君） 佐藤アヤ議員。

14番（佐藤アヤ君） まだ決算ができていませんけれども、24年度はこれまでにない一般会計、大体745億円を予算として復旧・復興に当たっております。やっぱり、町民に被災直後と復興後をわかりやすく周知をして、町民のみんなに、亶理の再生に引き続いて協力してもらえるようにしていくことが大事だと思います。先日の日曜日に、荒浜中学校と逢隈中学校のブラスバンドの生徒の皆さんが、題名のない音楽会

というところに出ておりました、本当に被災した子供たちと、それから荒浜、逢隈中学校のブラスバンドが一体となって、町が一つになって方向を向いているという、音楽をしているという、ブラスバンドで演奏しているという姿は、本当に私たちに元気と勇気を与えてくださったような、そういう感じがしました。やっぱり、荒浜、吉田東部がこんなに復興してきたよというのは、亘理のこちらの山のほうの方たちにもしっかりとわかってもらって、そして協力してもらって、一丸となって亘理の復興に向かっていくという、そういう姿勢はずっと続けていかななくてはならないのかなと思います。そういう部分で、私は今回その見える形でという質問をさせていただきましたけれども、やっぱりそういう町を一つにするという、そういう思いを続けていただきたいと思いますけれども、この点についてご答弁お願いいたします。

議長（安細隆之君） 町長。

町長（齋藤邦男君） ただいまの逢隈中学校、荒浜中学校合同によるブラスバンドということでございます。本当に将来を担う子供たちから、そのように元気をもらうということは、町民にとっても本当に心強いと思っております。そういうことから、やはり子供たちに元気を出してもらって、そして勇気を与えていただくということが最も大事ななと思っております。そして、また仮設住宅にまだ入っている方々の元気を取り戻し、そして楽しい一日を毎日送っていただけるように努力をしてみたいと思っております。以上でございます。

議長（安細隆之君） 佐藤アヤ議員。

14番（佐藤アヤ君） それでは、2点目に入ります。コンビニでの町税、料金の納付について質問いたします。

現在、本町では軽自動車税のみ24年度からコンビニで納税できます。今後、ライフスタイルの多様化に対応するため、いつでもどこでも気軽に税金（町県民税、固定資産税、国民健康保険税、都市計画税）や料金（介護保険料、後期高齢者医療保険料、町営住宅使用料、保育料、水道料など）の納付がコンビニで納められるようにしてはどうかと考えますが、ご答弁お願いいたします。

議長（安細隆之君） 町長。

町長（齋藤邦男君） ちょっと各項目ごとに申し上げますので、若干長くなると思いますが、平成24年度から納税者の利便性の向上を図るため、ただいまお話しのとおり軽自動車税のコンビニ収納を導入いたしましたところであります。町内で利用できる

るコンビニエンスストアは12店舗ありますが、14社23チェーンのコンビニエンスストアであれば、24時間いつでも全国ほとんどの地域で納めることができます。

その導入の成果といたしましては、納期内納付率が前年度対比で5.59%伸びておりますし、25年1月末現在の徴収率につきましても、現年度徴収率が98.74%と、前年度対比1.4%の増加になり、さらに滞納繰越分は33.19%で、前年度対比9.88%の増加と、大きな成果を上げることができました。これは、議員ご指摘のとおり、いつでもどこでも気軽に税金を納められるといった結果ではないかと考えております。これらを踏まえ、平成26年度からは、町県民税、固定資産税、都市計画税、国民健康保険税につきましてもコンビニ収納を導入することを検討し、全力で町税の確保に努めてまいりたいと考えております。

次に、介護保険料についてでございますが、介護保険の場合は、介護保険法第131条により、特別徴収が保険料徴収の原則となっております。平成24年12月末現在、1号被保険者は8,289名で、うち年金の特別徴収者は7,441名おり、特別徴収の割合は90%となります。また、同じく12月末現在の納付書で介護保険の支払いをする普通徴収の被保険者848名中、今年度中に65歳に達した被保険者もしくは他市町村からの転入者は4割近くを占めていると考えられます。この方々に関しましては、半年から1年ほど経過しないと、特別徴収者にならないため、期限限定で普通徴収となっている方が多数を占めます。また、平成24年12月末現在の口座振替加入者は133名で、恒常的に納付書で支払いを行っている被保険者は、全体で一月で400名を下回っている状況であります。介護保険料のコンビニエンスストアでの納付につきましては、対象となる件数や年金からの特別徴収の関係から、現在のところは考えておりませんが、当面は、転入時または65歳到達時に介護保険が一定期間年金から特別徴収されないことの周知の徹底と、口座振替の推進を図ってまいりたいと思っております。

次に、保育所の保育料についてですが、平成24年度で保育所の入所児童は約500人です。このうち、保育料を納めていただいております児童数は約450名となっており、その約8割の方が口座振替の登録をされております。震災による減免の関係もありますが、毎月納付書で納められている方は50人もいない状況であります。町では、納付書による納入をできるだけ少なくするよう、入所説明会等でチラシを配るなどして口座振替を推奨しており、今後もできるだけ納付書による取り扱い件

数を少なくできるように、口座振替を進めてまいりたいと考えております。

また、町営住宅使用料と上下水道料金につきましても、コンビニ収納についての要望がほとんどないことや、コンビニ収納に伴うシステム構築によるコストパフォーマンスが非常に高いことを考慮し、町といたしましては、できるだけ口座振替を推し進めてまいりたいと思っております。以上でございます。

議長（安細隆之君） 佐藤アヤ議員。

14番（佐藤アヤ君） これまで、納税は国民の義務という規定がありました。サービスという概念が本当になかなか入り込みにくい領域だったと思いますけれども、今後行政のサービスを徹底していくという必要があると思います。水道料金ですと、25日に通帳から引かれるんですけども、そのほかの保険税とかは月末なんですけれども、その部分で通帳に入っていないくて督促状が来たなんていう方がいらっしゃいますけれども、そうすると役場に行ったり、あと銀行に行ったりなんていうような話をしていまして、それは通帳に入れておかなかったのが悪いのかもしれませんが、やっぱりコンビニというのは本当に今身近になっている感じがいたします。名取市では、21年度からコンビニで全てそういう税金、それから料金も納められますというような、そういうことをしております。岩沼市では、25年度から税金をコンビニで納められるようになるというような、そういうことになっておりますけれども、私たちの町も、これからの納税者はやっぱり身近にいろいろな納税方法を、そういう部分をふやしていくということは大事な事かなと思います。そして、今コンビニだけではなくて、クレジットカード収納という方法も今広まってきております。クレジットカードというのも、なかなかコンビニで少し実績を見て、それからクレジットカードに移っていくのかなと思いますけれども、このクレジットカードの収納についても、今若い方たちはもうそれが当たり前のような生活をしております。ですので、今後その収納方法についても、町でもいろいろ対応していくべきかなと思いますけれども、このクレジットカード収納について、町では話し合ったことがありますでしょうか。ご答弁お願いいたします。

議長（安細隆之君） 町長。

町長（齋藤邦男君） まずもって、コンビニ利用者が、若い層あるいは高齢者の方々もいろいろ利用度が高くなっております。そういうことから、亶理町の商店街の方々もなかなか活性化に結びつかない。コンビニでの買い物が多いということから、地元

の例えば五日町とかそれらの商店街が空洞化しているのも現実かなと思っておりま
す。そういう中で、クレジットカード収納については、まだそこまで検討はしてお
りません。しかし、クレジットカードそのものと、いろいろと社会的な問題が
あろうかと思えます。これらについては十分配慮した考え方を持っていかなければ
ならないと思っております。以上でございます。

議 長（安細隆之君） 佐藤アヤ議員。

14番（佐藤アヤ君） 本当に車でETCを使うときもクレジットカード払いということで、
大体今クレジットカードを利用されている方が多いと思います。三重県の玉城町と
いう、人口が1万人ちょっとぐらいの町では、全ての公共料金でクレジットカード
の収納を導入しているということで、収納率も高くなっているというような、そう
いうことが載っておりました。ですので、やっぱりこれからの税金の収納方法につ
いて、若い方たちの意見も聞きながら、ぜひ進めていっていただきたいと思いま
す。
以上で質問を終わります。

議 長（安細隆之君） これをもって佐藤アヤ議員の質問を終結いたします。

この際、昼食休憩のために暫時休憩いたします。

再開は1時20分といたします。休憩。

午後 0時17分 休憩

午後 1時19分 再開

議 長（安細隆之君） 会議が始まる前にお願いをいたします。質問者は、通告に従って質
問されるようお願いをいたします。

それでは、休憩前に引き続き会議を開きます。

次に、17番。佐藤 實議員、登壇。

〔17番 佐 藤 實 君 登壇〕

17番（佐藤 實君） 17番、佐藤 實でございます。

通告に従って質問を申し上げます。

被災地の復興についてということで、大震災後間もなく2年になります。この間、
町当局を初め震災復興に尽力されている関係各位に感謝を申し上げます。亘理町震
災復興会議で計画した件について、実現に向けて進めておられるようですが、町民
の目から見て、被災地のまちづくり構想がわからない、方針を示してほしいという
声が聞こえております。町としての方針と考えについて、次の点を順次質問してい

きます。なお、当局より1番と3番が関連があるということで、質問の答弁は1番、3番とするというふうに内示をいただいておりますので、了解いたして質問に入ります。

被災地荒浜地区の危険区域外のまちづくりについてと、3番目の被災地長瀬浜、吉田東部地区の危険区域外のまちづくりをどう進めるのかについて質問をいたします。

議長（安細隆之君） 町長。

町長（齋藤邦男君） お答えいたします。

被災地の危険区域外のまちづくりに関しましては、荒浜地区及び吉田東部地区それぞれお尋ねでございますが、関連がございますので一括してお答えいたします。

町では、平成23年12月に「安全・安心・元気のあるまち亘理」を基本理念とした亘理町震災復興計画を策定し、「安全」と「安心」、そして「暮らしやすさ」と「亘理らしさ」及び「なりわい」と「にぎわい」をキーワードとして3つの基本方針を掲げ、主要施策を亘理町復興計画図にまとめ、議会や住民の方々に示してまいったところであります。

特に、被災地の復興に当たっては、災害危険区域外の地域での復興まちづくりをスピーディーに進めていくことが重要であると考え、国に対し、関連事業を行うための財源確保に係る調整を行ってまいったところでございます。

このたび、復興交付金制度における第1次から第5次申請分の事業が決定され、各地区における避難路や津波防災施設の整備、被災地域での公共施設の整備など、荒浜地区及び吉田東部地区における復興事業を計画位置図及び工程表として作成し、先般2月14日に町民そして産業関係者代表などで構成いたします亘理町復興推進会議でご意見等を頂戴いたしたところでございます。

今後は、各種機会を通して住民の方々へ情報を提供し、事業へのご理解とご協力をいただきながら進めてまいりたいと思っております。以上でございます。

議長（安細隆之君） 佐藤 實議員。

17番（佐藤 實君） 大まかな構想は了解しましたけれども、私が最初に申し上げました、町民の目から見てまちづくりが見えてこないということを前提に掲げましたのは、要するに五丁目、築港は危険区域内ですから、あそこに対しては町が今後、今進めている構想の中で随時進めていくのかなと、そういうふうに感じ入ります。しかし

ながら、その手前側、俗に言う四丁目、そして三丁目、二丁目、一丁目と、その中の町なかの、要するに今まで家がいっぱいあったところ、あの分野が今全然二、三軒の家、あるいは解体しないでそのまま残っている家が四、五軒、これしかありません。四丁目地区イトウのほうの場所ですけれどね。そういうところが町でこういうふうな構想というのは、あくまでも道路は中間に入れたいとか、あるいは道路のほかに何かをここにやりたいよと、ましてまちづくりという観点から言うと、一人が住まなければ我々にしてみればただの町の野原あるいは単なる土地というだけにしか見えないわけです。ですから、この前も最後に残っておった三丁目地区の一軒家を壊しました、学校の東側。そういう方も、今まで待っていたんだけど、どういふふうになるかわからない、そしてまた2軒しか家に戻っていないから、俺もやめたわと、来ないわというような形で壊してもらったという話も聞くやに及んでおります。それはそれで、個人の個々の考えですから結構なんですけれども、要するに町長そのもののいろいろ考えというのは、構想を述べてほしいというのはそこなんです。要するに、私はこういうふうにやりたいんだと、だけれども最後に責任の度合いがあるからというふうに思うかわかりませんが、その構想を述べたことによって町が動くと思うんです。それができなかつたら、責任というのは私はとる必要はないと思います。なぜかという、町長はそれをやろうとしてやったにもかかわらず、いろいろな諸般の事情がぶら下がります。要するに、国の支援、お金が来ないとか何とかというそういう流れも来るので、それはそれとして、要するに避難道路も一応こういうふうな構想はできたけれども、ただどこにつくるのといつても、堤防の脇とか、真ん中のほうをかって北に南に延ばすというふうな状況だけでとまっているわけです。ですから、その点をどのように今後進めていくのかなということで質問しているわけです。

それで、町長のほうの考えとして、まちづくりで言ったとおりに進めていくと言えども、また何かの考えがあつたらお示し願いたいと思います。

議 長（安細隆之君） 町長。

町 長（齋藤邦男君） 基本的には、一昨年の12月策定いたしました、この震災復興計画が基本という形になるわけでございます。そういう中で、まずもって公共施設ということで、荒浜小学校については改修が今月中に終わるということでございます。さらには、荒浜中学校につきましては、ご案内のとおり解体工事がおおむね終わった

状況にあるわけで、それらについては本年度中に改築のための整備をし、さらには荒浜支所につきましても、現在改修を行っておることが、まずもって荒浜地区の公共施設の整備状況でございます。

さらには、ただいまお話しのとおり、やはり大きな津波が来た場合の避難道路ということで、ご案内のとおり鳥屋崎三丁目線の歩道付きの各改良ということで、これについては説明会も実施しておりますし、さらにはご案内のとおり、基本計画に基づきまして荒浜大通線についても整備をする、これについては悠里道路とのドッキングをしまいたいという考え方が基本的な内容でございます。そういう中で、今議員さんから言われました個人個人の土地の整備、あるいは現在解体の終わっているところ、そして残っておるところも多々あるわけでございます。そういう中で、今まで国のほうでは危険区域内についての用地取得、宅地については取得しようということで考えておったわけでございますけれども、危険区域外の用地については国の手当てがないと、それが今回の政権交代したことによって、この宅地についての買収等についても、現在前に進んだ状況にあるわけでございます。そういう中で、今回これからの整備そのものについては、やはり住民との合意形成がなされなければならないということで、新たな施設そのものについては、現在のところ保育所の移転ということで荒浜小学校の前に、そして児童館の施設については小学校の西ということで、仮園舎ということで考えておるわけでございます。それ以上については、今後の計画の中で進めてまいりたいと思っております。以上でございます。

議長（安細隆之君） 佐藤 實議員。

17番（佐藤 實君） 今答えいただきました。その中で、徐々に核心に迫ってきております。私が申し上げているその中の一つとして、区域外の土地利用法、要するに私が思うには、今の現状の空き地、あれは恐らくあの人たちは戻ってくる、こないは全然わかりません、はっきりしていません、もう。大体半分以上は他地区、あるいはもう確定したような状況で進めていくような話をしております。ですから、そういうことをやるならば、その土地を集団移転ではなくて、今度はあの土地を集約して、区画整理事業とかそういうような宅地造成組合とか区画整理組合とか、そういうような合意形成を整えるような状況に進めることは、これは法的に無理なんですか。

議長（安細隆之君） 町長。

町長（齋藤邦男君） 今、土地区画整理事業ということでお話しがあったわけございま

すけれども、これについては、基本となるのがまずもって地域の方々の合意形成が最も大事だと思っておるところでございます。そういう中で、やはりどのような方法にするか、そして現在のところ一丁目から四丁目までの行政区は一くくりになりまして、名称があぶくま区というような行政区の編成になるということで、やはりこれらについては、町主導も大事ですけれども、地域住民の方々の合意形成が最も大事ではなからうかと思っております。さらには、ご案内のとおり、区域外につきましては、今回亘理町につきましては39億4,000万円の交付金がついたわけでございますけれども、これらの内容についても、十分現在町といたしましても検討を加えていかなければならないと思っております。そういう中でのこの地域の整備計画、土地区画整理事業になりますと、その区域全体が100%の方々の合意がなければできないと、そうすることによって時間もかかるし、果たして100%の合意形成が成り立つかどうかということも懸念されます。これらについては、やはり地域とのコンセンサスを得ながら検討してまいりたいと思っております。以上でございます。

議長（安細隆之君） 佐藤 實議員。

17番（佐藤 實君） 今回の区画整理組合とか、そういうのはちょっと跳んではねたような話になりますけれども、これは時間がかかるのはもちろん、せっかくつくるような状態にしてさえも5年10年かかるのは承知の上で今お話ししたんですけれども、今町長さんがそういうふうにおっしゃったようなことを言えば、それもあるんだなど、そういう形で時間がかかっても、ではこっこの今家が並んでいないところはそういう形で、それで極端な言い方をすれば、三丁目の中学校東道路の西側を全部、今震災復興住宅あるいは土地、そういう造成も始まります。そういうところに集約をしながら、その東側を、四丁目のほとんどですけれども、そういう場所がいろいろなそういう施設あるいはそういうものに換算できるような方法を考えていただければ、もう少し見出せる話が進んでいくのかなというふうに思いますので、その点をお尋ねしたわけでございます。その中で、関連になると言えば関連になると思っておりますけれども、（2）に移ります。

阿武隈川堤防沿いの工事進捗と、地権者との交渉の状況についてということでお尋ねいたします。

議長（安細隆之君） 町長。

町長（齋藤邦男君） 阿武隈川河口部堤防及び県道荒浜港今泉線という路線が走っている

わけでございますけれども、これらの復旧工事に対しましては、ご案内のとおり堤防については国、国土交通省及び県の所管でございます。特に、荒浜地区の安全・安心な復興まちづくりを進める上での津波防災対策施設としては、最も重要な整備であると考えております。

そしてまた、ことしの4月からは荒浜小学校が再校されると、そして児童が通学することとなり、保護者の方々からは、より早く津波防災対策施設が整備されることを切望されておりますので、町といたしましても、国土交通省及び宮城県と協力しながら、国・県が掲げている整備目標年度となります平成27年度までの整備に向けて取り組んでおるところでございます。

現在、阿武隈川河口部堤防等の本格的な復旧工事に関しましては、荒浜五丁目及び四丁目の一部地域について1月から着工され、そのほかの地域においても、順次事業区域内の住民の方々と用地協力に関する合意形成を進めていると伺っておるところでございます。

これらの内容については、国土交通省、県ともいろいろと調整をし、いつでも町のほうでも強力しながら、用地取得についての合意形成をぜひお願いしたいということで、さらに要望しておるところでございます。

議長（安細隆之君） 佐藤 實議員。

17番（佐藤 實君） 阿武隈川堤防沿いの工事進捗、今お聞きしましたけれども、四丁目、五丁目のほうから始まっているよと、それも夜を徹して、結構電気が夜もついています。それも見ております。そういう中で、やっぱり何か聞くところによると、まだ用地買収とかそういう宅地の買い上げというのがどこまで進んだのかどうかというのを、それがちょっと見出せないんですけれども、1人、2人の話を聞いてもだめなので、町当局としてはそういう話は聞いていますか。

議長（安細隆之君） 町長。

町長（齋藤邦男君） 具体的な内容は申し上げられませんが、やっぱり何人かの用地協力そのものについて、今国土交通省そして県、そして町と三位一体となって取り組んでおるわけでございます。やはり、堤防の構築は荒浜地区の安全・安心につながるものと思っておりますので、ぜひ住民の方、要するに用地取得についてご協力、ご理解をいただきたいということで、今対応をしておるところでございます。

議長（安細隆之君） 佐藤 實議員。

17番（佐藤 實君） お尋ねしたのは、それも名前を上げることはできませんけれども、

「一生懸命協力しようとして、協力するよと言っても、国の出先機関のほうからは、いつそれを買い上げになるんだと、俺はいつでも協力するつもりがあるのに、あんたたちがそういうつっけんどんな返事をしているのであれば、俺はそんなものは執行かかったって同意しないからなというような話を、俺は言ったよ」という人も私の中でありました。ですから、それはそれで、そんなことを言わないで何とかしてやって協力してくれというお話はしたんですけれども、しかしながら、その人いわく、やっぱりそこに住めないという前提のもとに話が進んでいますから、どうしてもそこはそこなりに、どちらかといえば他地区に移るのでも、やっぱり先に立つ用地取得するにしてもお金がかかる。そういう地権者の方が、一生懸命協力しようとしても、そういう相手側、国側だか県だかわからないけれども、それに乗ってくれない。そうしたらば、逆に町としても、やっぱりそういう方々の援助をしながら応援をしてやっていただければなど、そういうふうに思って今お話ししたんですけれども、ひとつその点いかがなものかお願いします。

議長（安細隆之君） 町長。

町長（齋藤邦男君） ただいまの協力要請に対して、国あるいは県のほうでの積極的な交渉がないような話を聞いたわけでございますけれども、これらについては、ここで答弁いたしませんけれども、担当が復興まちづくり課でございますので、後で固有名詞ちょっとで結構ですから教えていただき、それらの事業が一日も早く進むようにいたしたいと思います。

議長（安細隆之君） 佐藤 實議員。

17番（佐藤 實君） こっさりでも堂々とでも教えることは可能なんですけれども、それは要するに名前を上げたからいいということの問題ではなくて、やっぱりそういう関連の方々がほかに出ないようにしてほしいなど、そういう意味合いからお話ししましたので、別にその方が、もうとっくにというよりも、今農地とかそういう取得するために申請中で、いろいろ動いているという方もおります、用地取得のために。ですから、その方はもう落ち着きあるのかなと、あとはじっくり長丁場を考えましょうなんて冗談ながら言っていましたので、大丈夫だと思いますけれども、それを一つにして、今町長さんが側面から全面的に応援するということでありますので、ひとつそういう方々のためにも、いろいろ応援してやっていただきたいと思います。

しかし、その堤防沿いの用地というか、あそこの今極端な言い方をすれば二丁目が一番狭まって長く多い土地が要するのかなど、道路をつくるためにも。そうすると、小学校通りと、要するにその二丁目のその通りの間に細い水路があります。今は下水路になるか、水路は水路なんですけれども、その水路があるために、もうちょっと延びるわけにはいかない。前にも行くことができない、後ろはもう道路にとられると。そうすると、幾ばくもない用地が残るわけですね。前々回、同僚議員が一般質問で、何とかそういう人たちの支援はできないのかとか、用地の買収はできないのかというような話を一般質問で出したことがあったと思います。それに対して、その後もまた町としてはどうしようもないというような形なのかどうか、その点お伺いします。

議長（安細隆之君） 町長。

町長（齋藤邦男君） ご案内のとおり、今回の阿武隈川堤防そのものについてはTP7.2メートルにする、そして荒浜港今泉線が拡幅し、歩道を設置ということで、現在の設計上は、例えば二丁目あたりでは約30メートル南のほうにずれるという話も聞いておるわけでございます。そういう中で、ただいまお話しのとおり、荒浜都市下水路が東西に走っておるわけでございます。小学校の後ろ側。その分については、都市下水路そのものについては、今回の震災あるいは今回の整備計画の中で、必要でなくなるということになっております。それらの土地も含め、あるいはその所有者との調整をとりながら、今後対応してまいりたいと思っております。以上でございます。

議長（安細隆之君） 佐藤 實議員。

17番（佐藤 實君） そういうような中で、やっぱり町だけではなくて、国も絡んで、あるいは県も絡んでいるというような状況の中で、大変板挟みになるのが町だと思います。しかし、町民がいろいろとその中にあるということは、やっぱり町としてもいろいろそういう支援の方策を考えていただきたいと思っております。

続いて、4番目に入ります。仮設住宅入居期限3年、残すところあと1年、復興住宅は今後どのように進めていくのか、その点お伺いします。

議長（安細隆之君） 町長。

町長（齋藤邦男君） このたびの大震災で被災し、仮設住宅での不自由な生活を余儀なくされております皆さんには、心よりお見舞いを申し上げます。仮設住宅の入居期限

が3年とも言われておりますが、被災されました皆様が生活再建される環境が整うまで仮設住宅の入居期間を延長していただくよう、設置者であります宮城県知事に要望しておるところであります。そのような中で、厚生労働省は仮設住宅への入居期間を延長し、26年度末までの4年間とする方向で検討に入ったとの報道がありました。

しかし、震災前の生活環境と比べれば厳しい環境となる仮設住宅での生活から、一日も早く被災前のような生活に戻っていただくため、町では今後、自力で生活再建が困難となります方々を対象とした災害公営住宅を、荒浜地区、吉田地区及び亶理地区に約500戸整備する計画で進めております。

皆様もご承知のとおり、荒浜地区に整備する集合形式の災害公営住宅については、この3月下旬に建設工事が着工できる状況となり、また吉田地区へ整備を予定している集合住宅についても、先月設計業務を委託し、さらには亶理地区の2地区についても県に業務を委託し、設計業務の手続を進めていただいております。

今後は、工事の進捗状況にもよりますが、26年秋ごろから27年春ごろをめどに入居いただけるよう整備を進めてまいるとともに、各災害公営住宅が完成する半年前には入居募集を行うこととしておるところでございます。以上でございます。

議長（安細隆之君） 佐藤 實議員。

17番（佐藤 實君） あと再延長というようなことが、今報道で取り沙汰されていることは、私も聞き及んでおりますが、しかし、それがあからそれでもいいのではなくて、やっぱり今町長さんが言われるように、第1回目としてこの3月下旬に荒浜地区に集合住宅が起工式を行うというふうに今おっしゃられましたけれども、やっぱり一日も早い完成を目指して頑張っていただきたいと。この中には、あと随時亶理地区、亶理地区というよりも吉田、亶理と、そして荒浜には造成地もちろん、この前予算、臨時議会で通過しました。そういうこともできた限りは、早々に進めていっていただきたいと、そういうふうにしていただいております。この点については、仮設住宅居住者にしてみれば、私も1年間お世話になりました。いろいろ入っている人たちのつらさというのは、やっぱり入った人でないとわからないと思います。でも、それをやっぱり我慢して今やっているんですから、その人たちに一日も早くそういう安堵の機会を与えていただきたいと、そういうふうだと思います。それを願

いながら、5番目に移っていきます。

全部合わせて、亘理町としての復興に関する独自の方針と考えはあるのかどうか、その点お尋ねいたします。

議長（安細隆之君） 町長。

町長（齋藤邦男君） まずもって、4点目の先ほどの生活再建のための公営住宅あるいは集団移転の問題の土地の取得については、今後4月の臨時会におきまして、上浜街道と下茨田、その際にはぜひ用地の取得についてはご協力を願いたいということ、まずもって議会の皆さんに、それでないと前に進まないというのが現実でございます。

そういう中で、亘理町としての復興に関する独自の方針と考えはあるのかについてでございますけれども、被災者の生活再建に対する町独自の支援として、津波による被害を最小限にとどめ、安全な居住の確保を推進するため、災害危険区域外の浸水区域に鉄筋コンクリート構造等の住宅や宅地の地盤または基礎のかさ上げを行う方に対し、上限100万円を助成しております。

また、災害危険区域内からの移転を促進するため、移転費や再建に要する費用に対して利子補給を行っておりますが、災害危険区域外の方が住宅を再建・補修する場合には同様の国の支援がないため、支援策を国に要望してまいりました。政府は、新たな住宅再建支援策として、平成24年度補正予算案を閣議決定し、震災復興特別交付税として国を通じ被災地に配分することとなり、県においても2月定例会で、浸水した災害危険区域外の住宅再建支援策として、災害復興基金造成費が計上されました。なお、新聞報道にもありましたが、亘理町への配分額39億4,000万円のうち、平成24年分としての8割を限度として交付される予定ですので、今後県に対しまして申請の手続を進めてまいりたいと思っております。

議長（安細隆之君） 佐藤 実議員。

17番（佐藤 実君） 今この独自支援として、亘理町独自にそういう盛り土、そういうかさ上げとか、そういう形の上限が100万円という補助金を支給したと。それは、その恩恵にあずかった方々も結構おります。しかし、やっぱりそれだけで済むものではなく、今災害復興基金造成費ということで配分が、39億円の8割程度が24年度に配分になるというような話でございますけれども、しかし新聞報道というと、250万円云々という、あたかも危険区域外の人たちがもらえるような話で、随分ひとり

歩きというか、本当かうそかわかりませんが、それはどういうふうになっているんですか。ちょっとその点お尋ねしたいんですが。支援金としての。

議長（安細隆之君） 町長。

町長（齋藤邦男君） 先ほどの災害危険区域外、それについては報道そのものを見ますと、一律250万円交付されるような話でございますけれども、それはちょっと違うわけでございますので、具体的な内容について被災者支援課の課長のほうから答弁させます。

議長（安細隆之君） 被災者支援課長。

被災者支援課長（齋藤幸夫君） まず、今回追加されます震災復興特別交付税につきましては、津波浸水区域内で、そして災害危険区域外の方が住宅を再建する場合において追加される、交付される再建支援でございます。その中で、今回その交付金につきましては、まだ県から具体的な要項等が示されておきませんので、今後県から配分方法について協議、そしてそれを精査して、被災された方の一日でも早い住宅の再建、そういったものを図っていきたくと思いますが、県から示された概要というか案でございますが、その中には、まずもって対象者でございます。こちらにつきましては、一つ目といたしまして、今回の東日本大震災発生時に、津波浸水区域内の持ち家に居住していた世帯。それから2番目といたしまして、その同一町内で住宅を再建する世帯。それから、防災集団移転促進事業等、そういった支援を受けて補給等の支援を受けていない方が対象になります。主な対象事業につきましては、住宅及び土地取得に係る利子の補給、それから住宅及び土地取得に係る補助、一定補助ですね。それから移転経費に対する補助、それから宅地のかさ上げ等に係る利子補給または補助というような、本当にまだ内容等煮詰めてございませんが、こういった案が来ておりますので、これを精査して支援のほうを図ってまいりたいと思います。以上でございます。

議長（安細隆之君） 佐藤 實議員。

17番（佐藤 實君） 確定したわけではないということが前提ですから、あとそれが確定し次第お聞きしますけれども、ただ報道機関のあの新聞内容を見て、みんなは各自一律、この一律という言葉が随分ひとり歩きしています。一律ということは、震災を受けた人は全部がもらえるんだべと、そういう話にまかり通っておるわけでございます。ですから、そういう点を是正しろといったって、それはそれでそういう話

になってしまっているんですからわからないですけども、こういう言い分が全部ひとり歩きというか、さっきのまちづくりでも同じです。そういうことが、こうするんだと、やるんだ、やった、最後には終わったまであるんですから、そういうような状況で十二分に注意しながら、前向きに検討していただきたい。そして、今も一つだけお尋ねしますけれども、一律でない、あるいは修復した、要するにリフォームした人はだめということですね、これは。該当にならないということですね。

議長（安細隆之君） 被災者支援課長。

被災者支援課長（齋藤幸夫君） 今回のこの追加交付税につきましては、先ほども言いましたように、議員さんも言ったように、修復等そういったものには該当されておられません。それで、今後ですけども、県の要項等が出ましたらば、中身については精査して、あとは町で考えられるもの、そういったものを検討していきたいと思いません。以上でございます。

議長（安細隆之君） 佐藤 實議員。

17番（佐藤 實君） 最後になります。今の話の中で、私がお願いしたいのは、町独自の支援方法というので、この方針はあるのかというふうにお尋ねしたのはそこなんです。要するに、250万円云々となっています。それで、各被災を受けた人もリフォームした人も建てる人も、みんな同じです。あるいは、我々だってリフォームしましたけれども、入りたくありません、ああいうような家に。でも、それを修復して直して入りました。お金は1,000万円以上かかっています。でも、建てることができせん。そういうことでリフォームしたんです。そういう方は抜き、それで、言い方が悪いかもわからないですけども、壊さなくても、あるいはこれで使えるのではないかなと思うような家も壊しました。そういう人は新しく建てます。その人は支援を受けられます、今の話だと、250万円。だから、私は亘理町独自でやるならば、250万円が10万円でも50万円でもいいんです、平均になるような方法を考えたいと、そういうふう思うわけでございます。ですから、そういう配当、配分の方法を、町独自でやることのできるというならば、そういうことに進めていただければ、いろいろな町民の方々も、被災を受けた方々が喜ぶのではないかと、そういうふう思いますので、ひとつその点について最後にお願いします。

議長（安細隆之君） 町長。

町 長（齋藤邦男君） ただいまの内容については、もう少し県と調整をしなければならぬ。そして、特に亘理・名取地方、すなわち名取市、岩沼市、山元町とも足並みをそろえなければならないのかなと思っております。そういう中で、この災害危険区域外の戸数では、約2,500戸ほどあるわけでございます。それを一律250万円という形ではなく、すなわちかさ上げの補助をもらった方については、その分100万円を除いた額とかいう形に、今の制度ではなっておるようでございますけれども、やはりこの不公平感そのものについても、若干あるように見受けられます。そういう中で、新聞報道そのものについては、満額250万円ということから、被災者支援課のほうに、250万円いつもらえるんですかという電話等々が随分入ったようでございますけれども、あの報道そのものについては、もう少し吟味したような報道でないと、見出しが悪いようになっておりますので、町民あるいは県民の方々は新聞は100%信用いたします。そういうことから、なかなかそれらについての私ら現場における職員といたしましては、苦慮しておるところでございますけれども、それらの内容について、今後県との調整をしながら進めてまいりたいと思っております。以上でございます。

議 長（安細隆之君） 佐藤 實議員。

17番（佐藤 實君） 以上をもって、私の質問を終わります。

議 長（安細隆之君） これをもって佐藤 實議員の質問を終結いたします。

次に、4番。小野一雄議員、登壇。

〔4番 小野一雄君 登壇〕

4番（小野一雄君） 4番の小野一雄でございます。

私は、グループホームの防火安全対策について、それから災害公営住宅のオール電化推進についての2点について一般質問をいたします。

ご案内のとおり、先月2月8日、長崎市のグループホーム「ベルハウス東山手」で、死者4名、重軽傷者7名の火災事故が発生しました。私は、この事故を対岸の火災で済ませることなく、教訓として火災に対する認識を高める必要があるのではないか、こういった観点から、グループホームの安全防火対策について質問をいたします。

それで、町長にお願いするのでありますが、質問の流れとして（1）（2）これを逆にして、関連はあるんですが2番から質問をいたしますので、答弁よろしくお

願いをしないと、このように思うわけでありませう。

まず、最初にこの長崎市のベルハウス東山手の火災の内容であります、ご案内のとおり、認知症高齢者グループホームは、まず全国に1万カ所の施設があるやに聞いております。多くの方々は、5ないし9人ぐらいの少人数で共同生活をしながら、個室があつたりあるいは2人部屋があつたり、介護を受けながら家族のように暮らすのが特徴だと言われております。このベルハウス東山手は、56歳から95歳の方が介護を受けながら生活をしていた。それで、亡くなった4名は77歳から88歳の方々であつたと、こういうわけでありませう。この中で、原因はいろいろ調べた結果、加湿器のコードのショートによる火災だということに報道されておりますが、これはTDKという大手電子部品メーカーが平成10年につくった製品だと言われておりますけれども、それから15年も経過していたということで、まずこういった施設が亘理町にあるやに私も承知してあります。それで、第1点目の質問になりますけれども、町内の各グループホームの現状について、私の記憶ですと4カ所ぐらいあるのかなと、こういうふう理解してあります。それについての入居者数、それぞれの延べ床面積、こういったものをまずお聞きしたいと思ひませう。

議長（安細隆之君） 町長。

町長（齋藤邦男君） それでは、本町のグループホームは、町指定の高齢者グループホーム4カ所と、県指定の障害者グループホーム1カ所が設置されてあります。内容といたしましては、逢隈十文字にある「高齢者グループホームたいじん荘」については、2ユニットで18名が入居し、延べ面積は556平方メートルであります。また、新町にある「高齢者グループホームしんまち」につきましては、1ユニットで9名が入居し、延べ面積は287平方メートルとなっております。吉田下大畑にある「高齢者グループホーム悠里の郷」については、2ユニット18名が入居し、延べ面積は720平方メートル、裏城戸にある「高齢者グループホームニチイケアセンター亘理うらきど」につきましては、2ユニット18名が入居し、延べ面積は487平方メートルとなっております。また、桜小路にある「障がい者グループホームレインボー亘理」については、5名が入居しており、延べ面積は269平方メートルとなっております。以上でございます。

議長（安細隆之君） 小野一雄議員。

4番（小野一雄君） 今お聞きしたのは、消防法の関連から、この長崎市の火災において

は延べ床面積が270平米だと、これは、承知かと思いますが、延べ面積275平米以上はいろいろな消防設備を設けなさいと、例えばここで一番問題になっているのは、スプリンクラーを設置しなさいという設置基準あります。275以下でありますと、スプリンクラーをつけなくてもいい、こういうのが現状であります。この火災は、270平米でありますから、スプリンクラーもつけていない、防火扉もなかったということで大惨事になったと言われております。したがって、今お聞きしたのは、亶理町のグループホーム、町内の4カ所については、全て275平米以上であるということでもありますから、こういった防火設備については万全な設備にあるのかなというふうに考えるわけではありますが、その点はいかがですか。（「1番目だね」の声あり）今私は回答をもらって、275平米以上についてはスプリンクラーを全部つけなさいという義務があるんですね、消防法では。それで、亶理町内の施設は全部ついているんですかということを知っています。

議長（安細隆之君） 町長。

町長（齋藤邦男君） 町の施設の4施設については、いずれもついておること、しかし、障がい者グループホームレインボー亶理という場所は、県指定の分となりますので、ご案内のとおり役場後ろの交差点の北西側の民家を借りての障がい者グループホームということで、269ということで、これについてはついていないということで承知しております。以上でございます。

議長（安細隆之君） 小野一雄議員。

4番（小野一雄君） それで、1番に戻って関連する質問をいたしますが、問題は、消防法に対応しないというか、隠れみのにしている部分があるんですね。例えば、この障がい者グループホームレインボー亶理についても、そういった施設に対する安全指導というのはどのようにやっているのか、その辺町として、これは県施設であるから町は全く関係ないんだということではないのかなと思いますが、その辺はどうですか。（「1番なんですか」の声あり）

議長（安細隆之君） 町長。

町長（齋藤邦男君） それでは、議員もご承知のとおり、平成18年に長崎県の大村市で発生した高齢者グループホームの火災を踏まえまして、平成19年6月に消防法の施行令の一部が改正され、認知症高齢者グループホームなど火災発生時に自力で避難することが困難な方が多く入所する「小規模社会福祉施設」でも、防火管理者の選任

を初め、消防用設備の設置が義務づけられたところでございます。

このことにより、対象施設は防火管理者の選任や消防計画を作成し、消火器の設置はもとより自動火災報知器設備、消防機関へ通報する火災報知器設備の設置が必要となり、また延べ面積、先ほどからお話しのとおり275平方メートル以上の施設はスプリンクラー設備の設置もあわせて義務づけられたことから、先ほどご回答申し上げたとおり、本町内の既存の小規模社会福祉施設の実態調査を実施し、あわせて消防署の立ち入り検査により指摘を受けました町指定の施設に対し、早期に整備を行うよう指導を行ったことにより、地域介護・福祉空間整備等施設整備交付金事業を活用しながら、町内の福祉施設全てにおいて、平成22年度までに消防設備の設置が完了したというところであります。

そして、施設指導等の実施に当たっては、本町で指定を行っております認知症高齢者グループホームについては、介護保険法に基づき、2カ月に1回施設管理者や行政区長、民生委員など地域住民の代表を初め、本町の職員を含めたメンバーで構成する運営推進会議を開催することになっており、当然その中においても防火安全対策等も議論がなされておりますので、必要に応じて指導・助言を行っているところでございます。

また、県指定となっております障がい者グループホームにつきましては、県の指導のもと、必要な消防設備の設置や非常災害対策の実施状況について確認・点検を行うことが義務づけられ、適正に実施されているところでございます。

しかしながら、全国の複数の施設で火災が発生し、痛ましい事故が起こっている現状を踏まえ、各施設において日ごろの心がけ、注意喚起を行い、まずは火災を発生させないことが一番大切なことだと思っております。また、万が一火災が発生した場合には、やはり日ごろから消防団や近隣住民との連携を図ることが極めて重要と考えられますことから、有事の際に消火・避難等に協力していただけるような体制づくりに努めなければならないと考えておるところでございます。

いずれにいたしましても、利用者に安全・安心な生活を送っていただくため、施設に対してさらに徹底した防火安全対策の指導を行い、近隣住民への周知を図りながら、施設の避難訓練等において積極的に地域住民の参加協力を促し、防災体制の強化を進めてまいりたいと思っております。

議長（安細隆之君） 小野一雄議員。

4 番（小野一雄君） 2月8日の長崎市の火事において、町長は行政事務組合の管理者ということで、仙台市あたりは即その施設に対しての査察を実施したというふうなマスコミ報道がありますけれども、亘理町でもそういった査察を、特別の検査をやったのかどうか。そういった報告があれば、ここでお尋ねしたいと思います。消防署の行政事務組合の管理者ですから、その辺ありましたらお伺いします。

議 長（安細隆之君） 町長。

町 長（齋藤邦男君） 担当課長の福祉課長から。

議 長（安細隆之君） 福祉課長。

福祉課長（阿部清茂君） 亘理の消防本部のほうで実施しております。それで、実施の日時まではちょっと確認しておりませんが、内容的には、消防庁のほうから全国の消防本部のほうに2月12日に査察の行いを実施するよう通知が入っておりますので、それを受けて実施しております。以上でございます。

議 長（安細隆之君） 小野一雄議員。

4 番（小野一雄君） では、グループホームはこのくらいにして、最近これと似たような老人施設が見受けられます。いろいろちょっと調べてみますと、生活支援サービスつき高齢者専用賃貸住宅、ちょっと長ったらしいんですが、要は60歳以上の方々、健全な人でも、あるいはまた要介護、要支援を受けている方が、特養ホームではなくて、こういったところにお金を払って、賃貸住宅ですから、こういったところにお世話になると、こういったことでちょっと見てみますと、私の知る範囲では、逢隈、神宮寺にあると。あるいは、また6号線をずっと阿武隈川の手前あたりに、最近ずっと出ていますよね。そういった施設がこういう施設であると言われております。問題は、こういった施設に対しても、この消防法あるいは建築基準法、もちろんクリアしているのかなというふうに思いますが、町としてどのくらいまで把握しているのか、その辺をお尋ねしたいと思います。

議 長（安細隆之君） 町長。

町 長（齋藤邦男君） 私が承知しているのは、神宮寺と逢隈の今泉地区だと思います。そのほかについては、担当課長の福祉課長のほうから答弁いたさせます。

議 長（安細隆之君） 福祉課長。

福祉課長（阿部清茂君） 議員さんの申されるように、現在町内の中でサービスつきの高齢者住宅の関係につきましては2カ所ございます。それで、もう1カ所が現在建設中

でございます、それは先ほど申されました逢隈中泉のほうの既存施設の隣にもう1棟建てているということでございます。それで、町としてはいろいろ高齢者の関係での相談もありますので、この施設等についてはパンフレット等をいただいて承知をしております。ただ、具体的なその防災関係につきましては、直接的な指導は行っておりません。これにつきましては、県への登録ということで、登録手続きがありまして、それに伴って建設の補助とかあるわけなんですけれども、その関係の取り扱いにつきましては、申請等については県のほうの住宅管理部門、それでサービスのほうについては福祉部門ということで担当しておるようでございます。以上でございます。

議長（安細隆之君） 小野一雄議員。

4 番（小野一雄君） これは、県のほうが窓口だということではありますが、昨日の議会で、私もこの定例会で、亶理町指定地域密着型介護予防サービス事業が25年度からいろいろ条例改正になって取り組むんだというようなことで、ますますこの高齢化社会を迎えまして、いずれ私もそういうふうにお世話になるのかなというふうに思うわけでありまして、やっぱり、安心して安全な施設にずっと遂行していくように、お互いに監視なり、あるいは町からの自治体としての助言、こういったものが必要になってくるのではないかなというふうに思います。

このグループホームの中で、最後にお尋ねしますが、このグループホームというのは、なかなか財政的な施設そのものが脆弱で、大変資金力といいますか、財力に乏しいというように一般的に言われております。したがって、こういった例えば長崎市の270平米におけるそういった消防設備も、法的にクリアしているからそういった設備はつけなくてもいいんだというような考えのもとに、事業主の方々はなるべく余計な金をかけない、そして収益を上げるといいますか、そういった介護に走ると、こういう傾向にあるのかなというふうに思うわけでありまして。要は、こういった事故を繰り返さないために、やっぱり私は自治体として何らかの支援、こういったものが必要ではないのかなというふうに思うわけでありまして。いろいろ町の財力もあるわけでありまして、こういったものについてのまず町長の考え方をお尋ねしたいと思います。

議長（安細隆之君） 町長。

町長（齋藤邦男君） グループホームに対する補助ということの考え方と承っております

けれども、それらのほかに老人福祉施設、老人保健施設、あるいは各ホームがあるわけでございます。それらとの内容を参酌しながら、今後の検討課題ということにいたしたいと思っております。以上でございます。

議長（安細隆之君） 小野一雄議員。

4 番（小野一雄君） それでは、次の2番目の災害公営住宅のオール電化推進ということについて質問いたします。

今後新設される災害公営住宅は、オール電化対応にすべきであるというふうに私は思います。といいますのは、過日議会と仮設住宅の居住者との懇談会、こういった中におきまして、災害公営住宅についてはオール電化、IHのヒーターを使えるような設備にしていきたい、こういった要望が出てまいりました。そしてまた、実は私は仮設に今住んでおります。本当に特に感じたのは、お風呂の追いだし装置をつける段階において、随分無駄なことをするんだなと、何でわかっていたなら最初からこんなことをやらないのかなというふうに、本当に痛切に感じました。追いだし装置だって50万円近くかかったというように聞いておりますけれども、最初からつけていればその3分の1ぐらいでつくというように、私も業者の方からいろいろ聞きました。したがって、この災害集合住宅についても、これから老人あるいは子供の安全・安心のために、あるいはまた火災防止の観点からも、ぜひそのオール電化対応にすべきだというふうに考えております。

そこで（1）ですが、災害公営住宅はガスコンロ仕様となっている。今後高齢化世帯の増加及び火災予防等を考慮し、IH調理器の利用できるオール電化対応にすべきだと考えておりますけれども、町長の見解を伺います。

議長（安細隆之君） 町長。

町長（齋藤邦男君） 災害公営住宅のオール電化対応であります。オール電化そのものについてはご案内のとおり、調理、給湯、空調、冷暖房はもちろんでございますけれども、これらのシステムを全て電気によって賄うことであり、閉鎖的環境の屋内で高温の燃焼ガスを発生させないという点から、ガス・石油を室内で使用しないことが安全、クリーンであるとされております。しかし、一方で電気のみにも頼るため、電気料金が高騰するような場合、その影響を直接受け、リスクを分散することができないことや、特に津波とかあるいは停電時に全ての熱源機器が機能しないこと、さらにはイニシャルコスト、すなわち導入するための費用が高くなるなどの課題も

あるようでございます。

災害公営住宅の整備に当たっては、入居者が安全で快適に暮らすことができるよう配慮しつつ、町の負担を極力抑えた整備をすることとしており、公営住宅等整備事業対象要綱や宮城県災害公営住宅設計標準を踏まえて整備するよう考えております。その中で、太陽光発電設備や太陽熱利用給湯設備などについて、共同部分や共同施設に限り補助対象とされており、災害公営住宅にオール電化対応の設備等を整備することは難しいと考えておるところでございます。

議長（安細隆之君） 小野一雄議員。

- 4 番（小野一雄君） 町長の答弁は、今の災害公営住宅では難しいということですが、いずれ災害公営住宅も町営住宅になっていくんですね、だと思います。この町営住宅、2番も関連ありますけれども、だめではないんですね。今県の住宅設計標準がありますけれども、私も調べてまいりました。県のほうでは、宮城県土木部復興住宅整備室、課長はご案内だと思いますが、実はここにお尋ねをして行ってまいりました。どうなっているんですかと、どのように標準になっているんでしょうかと、教えてください。そうしましたら、あくまでもこれは標準だと、問題は、それぞれの市町村からの要請によってできますよと、ひとつは。ただ、問題は予算の関係だと、こういうふうにお話しをされておりました。ですから、後で申し上げますが、全くだめではないんですね。要は、市町村から何とかこういうわけだからやってくれということであれば、財政的な支援もあって、やればできないわけではないと、こういうようなことでありまして、私も納得してまいりました。したがって、この基金の関係、いろいろ心配しておるようでありますけれども、私なりにいろいろ情報を集めて、例えば非電化の設備にした場合とオール電化の設備にした場合の工事費の関係、これは概算でありますけれども、いろいろ調査をいたしました。例えば、24戸建ての集合住宅、これをオール電化対応の配線電気工事をやった場合に、しない部分との差は約160万円ぐらい、いいですか、建設当時です、たったそれだけです。だから、1戸当たりになると160万円の24戸分ですから、幾らかですね、割ればいいと。一戸建てにすれば、工事費は約6万3,000円ぐらいだと。これは私はプロの方をお願いして概算設計をしてもらった。いろいろ物価の変動が、材料単価の問題があるから、若干変動があるかと思いますが、要はおおむね設計段階で積算しますと、そんなに膨大な金がかかるわけではない。いいですか、この辺を

肝に銘じていただきたい。それで、2番に入ります。

要は、入居者のニーズに対応するため、ガスコンロと、しからばどうしてもだめだったら、ガスコンロとIHクッキングヒーターのどちらかを選択できるような災害公営住宅をつくったらどうなんだということでもあります。2番目。どうですか、町長。

議長（安細隆之君） 町長。

町長（齋藤邦男君） まずもって、1番目のオール電化とガスとかコンロとか使った場合の、今回の災害公営住宅の方々の入居者の意向もあると思いますけれども、若い人だったら、この新築する場合についてはオール電化を希望するのかなと思っておりますけれども、今回の災害公営住宅に入る方々は老人、高齢者の方が多いと思います。その中で、ガスコンロとオール電化の場合の取り扱いの方法等について、高齢者の場合なかなか難しいのか、さらにはデータから見ると、通常の火災の件数それらについても、どちらが多いのかデータを持っておりませんが、オール電化のほうも多々火災の件数も多いやに聞いておるわけでございます。それらを踏まえて、先ほど答弁をさせていただいたところでございます。

そういう中で、第2点目のガスコンロとIHクッキングヒーターとのどちらかを選択できるようにしてはどうかということでございますけれども、災害公営住宅における住宅設備の備品として、ガスコンロは入居者ご自身に用意していただくこととしておりますが、入居者の希望により、ガスコンロではなくIHクッキングヒーターを用意していただく場合でも、台所周りに100ボルト用のコンセントは整備していますので、100ボルトに対応したIHクッキングヒーターを設置し、ご利用していただくことは可能であります。しかしながら、100ボルト用のIHクッキングヒーターでは火力が弱いので、200ボルト用で対応したいといった場合は、200ボルト用のコンセントを設置できるよう環境は整えておりますが、その場合、町が設置した工作物以外のものを設置することから、亘理町町営住宅条例第26条の規定に基づく承認を得ていただき、自己負担で設置していただくこととなりますので、ご了承願いたいと思います。以上でございます。

議長（安細隆之君） 小野一雄議員。

4番（小野一雄君） 今町長の答弁、要は自己負担になるというんだね、そのIHをつける場合は。（「200ボルトにする場合」の声あり）200ボルトね。そうですよね、県

のこの住宅設計標準では、オール電化住戸にする場合は、個別契約してくださいとうたっているんですね、この標準では。ですから、それはだめだとは言えないんですね。町長の答弁は本当にそれでありがたいなと思います。ぜひ、そのようなことで、やっぱり入居者のニーズに合った対応を私はやっていただきたいと。10年先、20年先を見て、どっちにも使えるよというような設備に対応しておくのが、私は一番いいと思います。

3番目と関連ありますので、3番目に入りたいと思います。老朽化が著しい町営住宅について、今後改築が予想されます。オール電化対応すべきだと考えておりますが、端的に、今度は町営住宅ですよ、災害公営住宅ではありません。既にご案内のとおり、今年度25年度の予算書の中で、この町内の3カ所の町営住宅、全部改修工事が入っております。下茨田集合住宅については、1号棟の屋上の防水工事、倉庭の住宅については玄関のポーチ手すり設置工事とか、あるいは袖ヶ沢についてはLPG床下配管の改修工事、要はかなり当互理町内の住宅施設については、設備ですと経年劣化といますが、何年ごろ建設したかわかりませんが、まず町内のこの3つの住宅、建設年月日をそれぞれお尋ねしたいと思います。

議長（安細隆之君） 町長。

町長（齋藤邦男君） 担当課長から答弁させます。

議長（安細隆之君） 都市建設課長。

都市建設課長（日下初夫君） お答えをいたします。

一番古いのは、倉庭住宅の1号棟から5号棟、これは昭和41年でございます。倉庭住宅も順次建てかえておりますので、41年、59年、60年、61年、このように24号棟までございます。次に、袖ヶ沢住宅につきましては昭和47年から、これが第1号棟です。47年、48年、49年、50年と、このような4号棟までございます。次に、下茨田住宅につきましては昭和51年と52年、2号棟までございます。以上のような建設年度でございます。以上です。

議長（安細隆之君） 小野一雄議員。

4番（小野一雄君） 今それぞれの完成年月をお聞きしました。それで、まず町長にお願いしたいのは、今後いずれ建てかえの時期が来ていますねと、そういった場合に、オール電化対応の設備にしてはいかがですかと、単直にこの質問にお答え願いたいと思います。

議長（安細隆之君） 町長。

町長（齋藤邦男君） やはり、時代に即応した考え方も必要かと思っております。しかし、公営住宅に入居する方々は、申しわけないんですけども低所得者の方々が多数でございます。それに伴いまして、オール電化等々の設備をすることによって、住宅の入居料が高額になるということも懸念されるわけでございますけれども、これからの建てかえの場合については、今後検討してまいりたいと思っております。

さらには、災害公営住宅の入居そのものについては、住民との説明会、個別面談によりまして、災害公営住宅を建設するわけでございますけれども、最終的に何戸入居できるか、100%入ってもらえば結構なんですけれども、それが空き部屋が入った場合についての対応ということで、町の負担が大きくなるということで考えておりますので、現在ある倉庭等の一番古い分についての入れかえという形もとりたいと、そして古い分については解体すると、その辺の整合性をとりながら進めないと、今後町の公営住宅に伴います負担が増加するものと思っておりますので、その調整をとりながら、災害公営住宅と町営住宅の老朽化のバランスをとりながら進めてまいるのが本来の筋かと思っております。以上でございます。

議長（安細隆之君） 小野一雄議員。

4 番（小野一雄君） なかなか首長としては大変なのかなというふうに思います。ちなみに、公営住宅でどのくらいあるのかなと、そのオール電化といいますが、電気温水器とIH、あるいは蓄熱式の暖房機を入れている公営住宅もあるんです。ちょっと申し上げますと、東北6県を調べてみたんですが、これは24年6月末の数字なんです、1,458戸あるんです、県別に調べてみますと。一番多いのが秋田県なんです、556戸。山形が395戸、青森が388戸、岩手がぐっと下がって84戸、福島が73戸、一番最後、宮城県62戸なんです。宮城県内でどうなのかなということ、ちょっと最近の情報を調べてみますと、一番最近では色麻町町営花川住宅、ここでは平成22年の2月にオール電化の町営の住宅をつくっているんです。ここでは30戸つくっています。22年ですから二、三年前ですよ。特に、この色麻町は、オール電化の取り組みが早いんです。平成18年からずっと18年、19年、22年とつくっているんですが、どういうふうにつくったのかなというふうにもいろいろ調べてみますと、これは県の住宅公社にお願いをしたんです。色麻町は、平成17年度花川町営住宅、この整備事業は宮城県の住宅供給公社の市町村住宅支援システムの買い取り公営住宅制度を利

用したと、こういうふうに記載しているんです。この制度は、住宅供給公社が市町村から委託を受けて公営住宅の建設を行い、工事完成後に市町村に買い取ってもらい、こういふことで、住宅公社は今後どんどんこういふふうに要請に応じていきたいということなので、私はいろいろ調べてみてびっくりしたんですが、こういふ制度をご存じかどうか。お尋ねします。

議長（安細隆之君） 町長。

町長（齋藤邦男君） 色麻町では、今言われたようなオール電化になっているということでございますけれども、果たして入居料、住宅の使用料が幾らになっているか。あるいは、宮城県の住宅供給公社そのものは、現在なくなっておる、管理部門だけ残って、その建設部門については廃止、要するに経営が難しいということで、そのように聞いておるわけでございます。以上でございます。

議長（安細隆之君） 小野一雄議員。

4 番（小野一雄君） 色麻町は、何でこういふふうに取り組んだかというのを、背景を見ますと、ご案内のとおり、あそこは山の中なんです。過疎とは失礼なんですけれども、要は人口流出防止策として若い人向けにつくったんですね、老人向けではなくて。若い人たちに住んでもらって、オール電化にして家賃を安くして、どんどん住んでくださいという施策をとったんです。人口流出防止策と、こういふふう聞いております。全て亘理町に合致するかどうかは別にしても、ただ亘理町としても、震災で1,000人も人口流出が出ているわけでありますから、今後若い人の人口の増加、こういったものを期待する部分として、こういふ施策も私はいいいのかなと思うわけでありますが、どうですか。

議長（安細隆之君） 町長。

町長（齋藤邦男君） 今、色麻町の例を挙げてお話しがあったわけでございますけれども、ご案内のとおり、現在は小野田、中新田、宮崎町が合併して加美町になっておったわけでございます。その当時、平成17年の合併促進法に基づきまして、色麻町が脱退したという経緯があるのも皆さんもご案内かと思えます。しかし、やはりこれからのオール電化そのものについては、やはりニーズそのものが多ければ、そのような対応も必要かなと思っておりますけれども、ただし、住宅入居料そのものが高額になるということ、さらにはやはり若い世代ですと、その利用がマスターできますけれども、なかなか高齢者の方々が、高齢者2人の世帯ですとなかなかガスコンロ

みたいに火が出ていないと、果たしてその辺の雰囲気的な問題もあろうかと思っておりますけれども、今後のニーズに応えるような方向で検討してまいりたいと思っております。以上でございます。

議長（安細隆之君） 小野一雄議員。

4 番（小野一雄君） 私も震災前に、うちのじいちゃん、ばあちゃんがいたころIHにしたんです。なぜかといいますと、2回もコンロで出窓といいますか台所を燃やされた経緯がある。そういったことでIHを導入したんですよ。何でもありません、ただボタンを押すだけです。だから、そういったことを余り心配しないで、やっぱり少し先を見て、こういった新しい施策に取り組む必要があるのではないかと、これを申し上げて私の質問を終わります。

議長（安細隆之君） これをもって小野一雄議員の質問を終結いたします。

お諮りいたします。

本日の一般質問は通告5番までとし、通告6番からの一般質問はあす行うこととし、本日の会議はこれで延会したいと思います。これにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

議長（安細隆之君） 異議なしと認めます。

よって、残りの一般質問は、あす午前10時から継続することにいたしました。

本日はこれで延会いたします。

ご苦労さまでした。

午後 2時46分 延会

上記会議の経過は、事務局長 丸子 司の記載したものであるが、その内容に相違ないことを証するため、ここに署名する。

亘理町議会議長 安細隆之

署名議員 熊澤 勇

署名議員 佐藤 アヤ